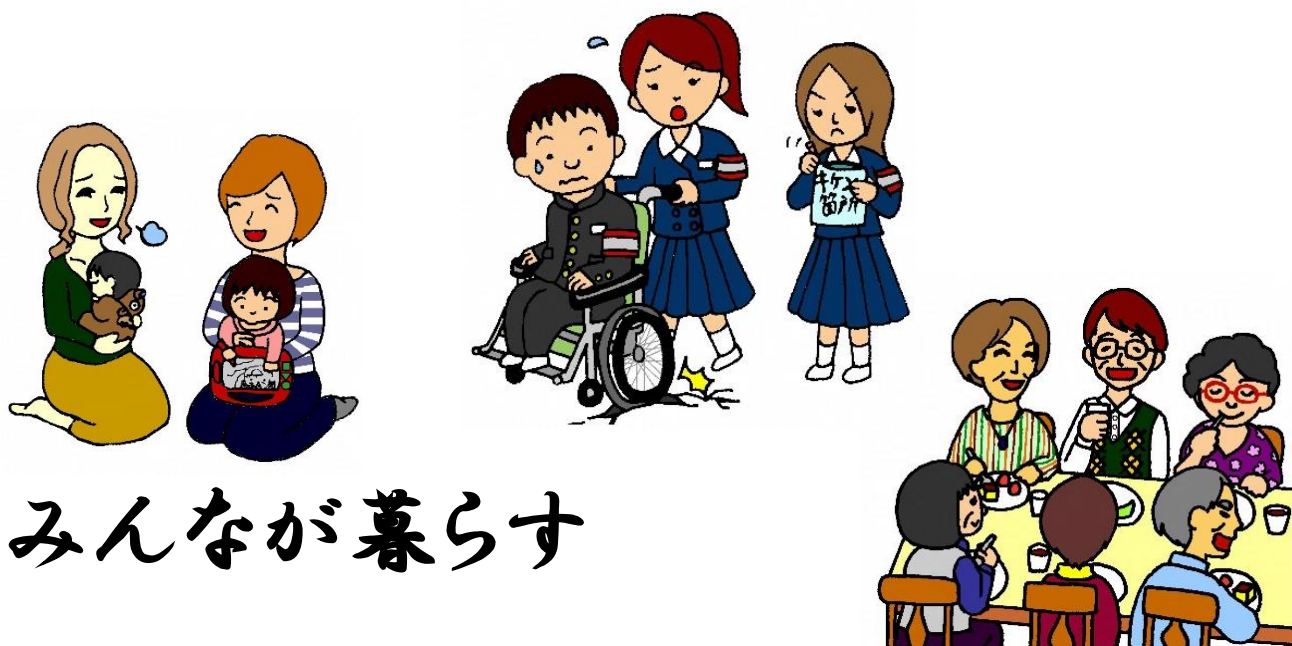


第3次伊東市地域福祉計画 第3次伊東市地域福祉活動計画



みんなが暮らす

やささと笑顔にあふれる健康なまち



平成31年(2019年)3月

伊 東 市
伊東市社会福祉協議会

第3次伊東市地域福祉計画の策定に寄せて

～ 未来を拓く ～

本市では、「絆（きずな）でつながる やさしさと笑顔にあふれる健康なまち」として、平成26年3月に第2次伊東市地域福祉計画を策定し、市民、事業者、行政などが協働して地域福祉に取り組み、地域福祉の推進を図ってまいりました。



地域福祉の推進にあっては、地域に属する誰もが、その担い手であると同時に受け手であることから、それぞれの責任と役割を認識するとともに、共に連携・連動していく「互助」「共助」の向上が必要とされています。

また、「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備のため、平成30年4月には、改正社会福祉法が施行され、地域福祉計画は、福祉の各分野における共通事項を定め、福祉分野における個別計画の上位計画へ位置付けられたところです。

私は、「有言実行！！みんなとともに」を市政運営の基本理念とし、「伊東の魅力を発信し、文化力を高め、観光の振興と産業の育成によって、みんなが夢を形にできる未来を拓く」施策の推進に邁進し、「未来を拓く取組」の3本柱である「みんながつくる伊東市」「みんなが楽しい伊東市」「みんなが暮らす伊東市」の実現に日々努めております。

第3次伊東市地域福祉計画では、基本理念を「みんなが暮らす やさしさと笑顔にあふれる健康なまち」とし、市民の皆さまとともに、その実現に向けて全力で取り組んでまいります。

結びに、この計画の策定に当たり、多大なる御尽力をいただきました地域福祉計画策定市民懇話会の委員の皆さまを始め、地域の関係団体、機関の皆さま、策定に御協力をいただいた多くの皆さまに改めて厚くお礼申し上げます。

平成31年3月

伊東市長 小野 達也

第3次伊東市地域福祉活動計画の策定に寄せて

～支え合う地域づくりを目指して～

まもなく平成の時代が終わりを告げ、新たな時代を迎えますが、私たちが暮らすこのまちの高齢化は、県や国の平均を大きく上回り、家庭、地域、職場という人々の生活の拠りどころでも、支え合いの基盤が弱まっています。

一方で、私たちが平成の時代に経験した未曾有の津波被害や度重なる地震、豪雨災害等の自然災害は地域における人と人とのつながりがいかに大切なのかを問い直す契機となりました。

国は、住民一人ひとりが地域での暮らしや自分の生きがいについて考え、それぞれが地域を創る、地域共生社会の実現に向けて、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する方針を掲げています。

これは社会福祉協議会が求めてきた、地域のあり方と方向性を同じくするものであり、今後の具体的な体制整備にもつながるものと期待しているところです。

ただ、サービスや制度の充実を進めることはもちろんですが、地域福祉の主役は紛れもなく地域住民であり、住民が主体的に地域活動に関わり、隙間を埋める仕組みづくりが求められているものと捉えています。

助けてと言えるご近所づきあい、誰もが役割と出番のある身近な居場所、困ったときはお互いさまと支え合う仲間づくり等、誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現していくためには、これまで以上に多くの人々の参加と協働が欠かせません。

本会には、策定したこの第3次伊東市地域福祉活動計画に基づいて、住民や専門職、行政をつなぐ役割と共に、社会福祉協議会としての専門性を発揮することが求められています。今後は「我が事・丸ごと地域共生社会の構築」に向け、皆様と共に地域福祉を推進してまいりたいと考えておりますので、一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。



平成31年3月

社会福祉法人 伊東市社会福祉協議会

会長 鈴木 洋子

目 次

第3次伊東市地域福祉計画	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 地域福祉とは	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状	5
1 本市の状況	5
第3章 計画の基本理念と方策	11
1 地域福祉の輪を広げるネットワークづくり	11
2 地域福祉の担い手づくり	12
3 ふれあい、生きがい、支え合いの地域づくり	13
4 安心して生活できる環境づくり	14
第4章 重点施策の展開	15
1 地域におけるトータルケアの推進	15
2 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり	17
3 地域が一体となった災害対策の推進	18
第5章 施策の体系	19
第6章 施策の展開	20
1 地域包括ケアシステムの構築	20
2 障害者施策を推進するために	21
3 子育て世代に対して、安心して子どもを育てられる環境整備	22
4 すこやか・あったかに過ごせる健康なまちづくりのために（保健計画）	24
5 おいしい！たのしい！伊東の食で元気をつなぐまちづくりのために（食育推進計画）	25
第7章 生活困窮者自立支援計画	26
1 計画の趣旨と現状	26
2 生活困窮者自立支援施策の推進	26
第8章 自殺対策計画	29
1 現 状	29
2 計画の数値目標	29
3 伊東市の現状と特徴	30
4 基本施策と重点施策について	34
第9章 計画の推進にあたって	38
1 計画推進に向けたそれぞれの役割	38
2 計画の進行管理	39
3 計画の評価	39

第3次伊東市地域福祉活動計画	41
第1章 地域福祉活動計画の概要	43
1 計画の目的	44
2 地域福祉とは	45
3 社会福祉協議会とは	45
4 地域福祉活動計画とは	45
5 計画の位置づけ	45
6 計画期間	46
7 計画の進行管理と評価	46
第2章 地域福祉の課題	47
1 第2次伊東市地域福祉活動計画の評価	48
2 地域福祉を取り巻く課題	52
3 「自助」「共助」「公助」と「互助」について	53
第3章 計画の目標と方策	55
1 計画の基本理念	56
2 計画の基本目標	57
3 計画の体系	58
4 計画の概要	60
第4章 計画を推進する取組	63
1 住民参加による地域づくりの推進	64
2 地域福祉活動を支える人づくりの推進	67
3 安心して暮らせるまちづくりの推進	70
第5章 社協としての重点的な取組	75
1 社協職員行動原則 『社協職員行動原則-私たちがめざす職員像』（2011）全国社会福祉協議会	76
地域福祉活動計画 参考資料	77
1 第2次伊東市地域福祉活動計画評価表	78

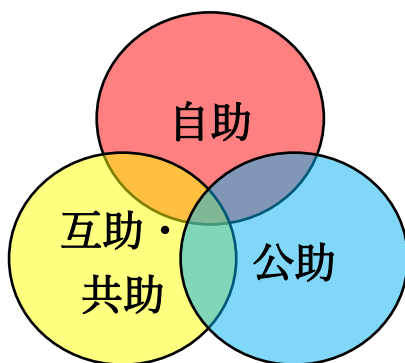
資料編	82
1 市民アンケート及び中高生アンケート	82
2 計画の策定体制	91
3 市民満足度調査（平成30年7・8月実施）（抜粋）	92
4 関連法	96
(1) 社会福祉法（抄）	96
(2) 生活困窮者自立支援法	96
(3) 自殺対策基本法	102

第3次伊東市地域福祉計画

【2019年度～2023年度】

伊 東 市

また、これからの地域福祉は、福祉分野だけでなく地域づくりとして、地域コミュニティを中心としたまちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等の福祉分野以外と連携した地域社会を構築していくことが必要です。



公的な制度としての、福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービスの供給

2 計画策定の趣旨

本格的な人口減少社会の到来、ひとり暮らし世帯の増加、生活環境の変化、個人の価値観の多様化などといった社会構造の変化とともに、地域の繋がり希薄化が進んでいます。「無縁社会」という言葉に象徴されるように家庭や地域における扶助機能が低下し、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもりの問題を顕著化させています。また、支援が必要でありながら福祉サービスにつながらない方、地域のセーフティネットでカバーできない方が増加しており、これからの福祉の在り方として、行政だけではなく、市民や社会福祉法人、ボランティア、NPO法人などの市民活動団体が、行政と連携・協力して対応することが求められています。

そのような中、国においては、様々な分野の課題が絡み合って複雑化している現状を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域と共に作っていく地域共生社会の実現を目指しています。

また、平成29年には社会福祉法第107条が改正され、策定に際しては、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する福祉計画の「上位計画」として位置付けられたこと、改正社会福祉法第106条の3第1項においては、(1)地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、(2)様々な相談を「丸ごと」受け止める場の整備、(3)相談機関の協働、ネットワーク体制の整備などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを努力義務とする「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現について定められており、地域共生社会の実現が地域福祉社会の実現において重要となっているといえます。

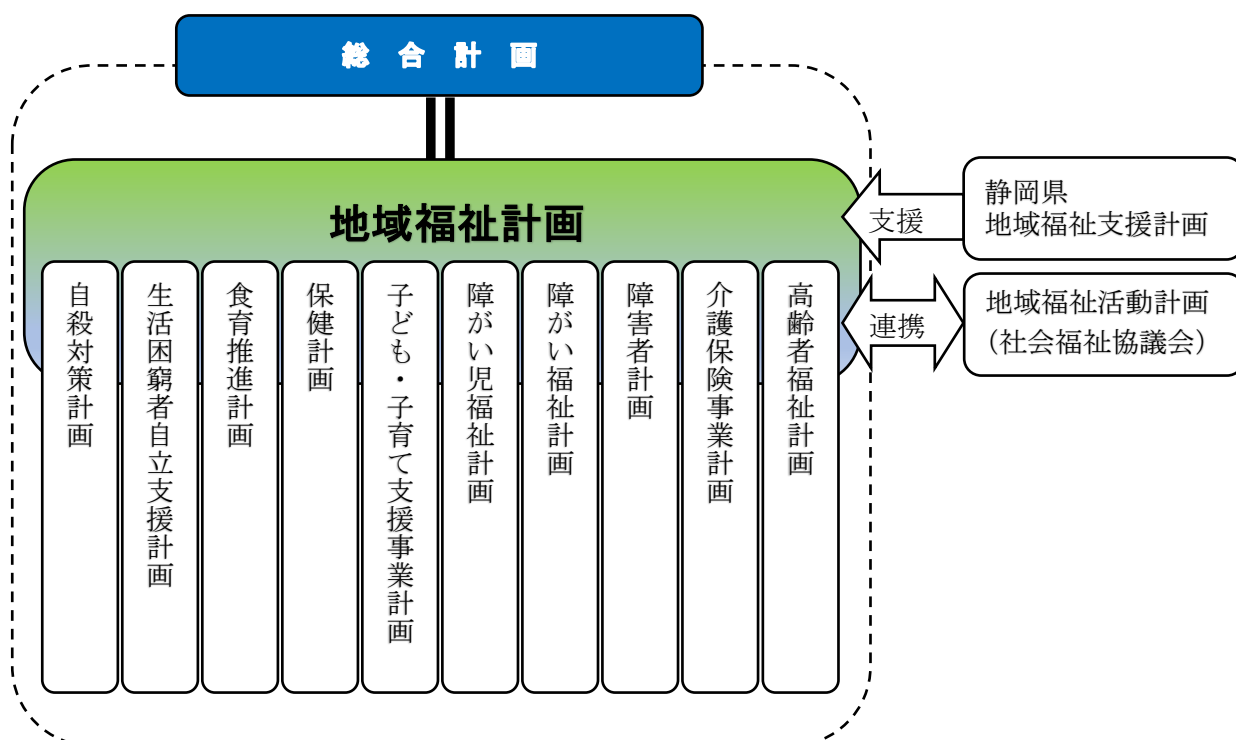
本市においては、市民一人一人が「互いに助け合い 支え合うまちづくり」を目指し、だれもが安心して暮らすことのできる地域社会を築くため平成18年3月に「第1次伊東市地域福祉計画」を策定し、平成26年3月に平成30年度までを計画期間とし「絆（きずな）でつながる、やさしさと笑顔にあふれる健康なまち」を基本理念とする「第2次伊東市地域福祉計画」を策定しました。そして、平成31年度からの次期計画として、「第3次伊東市地域福祉計画」を策定するものです。



3 計画の位置付け

「第3次伊東市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく計画であるとともに、「第四次伊東市総合計画」の基本構想、基本計画、実施計画を踏まえ、地域における福祉施策を総合的に推進するものです。

また、本市が策定している「伊東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「伊東市障害者計画」「伊東市子ども・子育て支援事業計画」「伊東市保健計画」「食育推進計画」「生活困窮者自立支援計画」「自殺対策計画」などの各対象別計画を内包する「上位計画」として位置付け、理念や仕組みの整合性を図っています。



社会福祉法（抄）（平成30年4月施行）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項



4 計画の期間

第3次地域福祉計画の計画期間は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度改正等に対応するため、必要に応じて計画を改定する場合があります。

《計画期間》

年 度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
西 暦	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
地域福祉計画	第2次					第3次				

《関連計画の期間》

年 度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
西 暦	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
総合計画	第四次総合計画基本構想							第五次		
	第九次		第十次基本計画					第十一次		
高齢者福祉計画		第 7 次			第 8 次			第 9 次		
介護保険事業計画		第 6 期			第 7 期			第 8 期		
障害者計画	第 3 次					第 4 次				
障がい福祉計画		第 4 期			第 5 期			第 6 期		
障がい児福祉計画					第 1 期			第 2 期		
子ども・子育て 支援事業計画		第 1 期		中間改訂			第 2 期			
保健計画		第 3 次				中間改訂		第 4 次		
食育推進計画						中間改訂		次期		
生活困窮者 自立支援計画		第 1 次				第 2 次				
自殺対策計画						第 1 次				
地域福祉活動計画 (伊東市社会福祉協議会)	第 2 次					第 3 次				



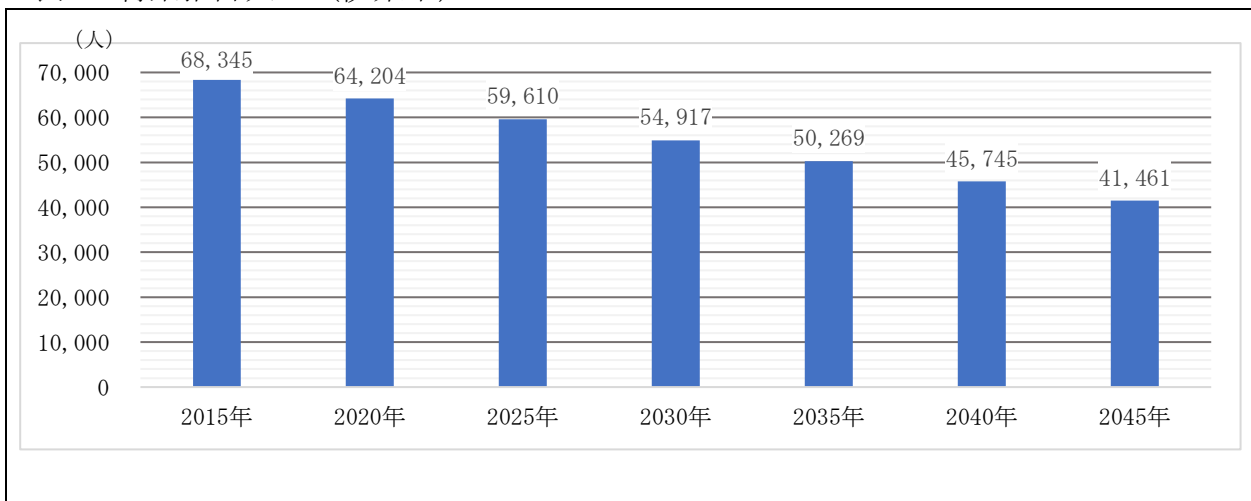
第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 本市の状況

(1) 将来推計人口

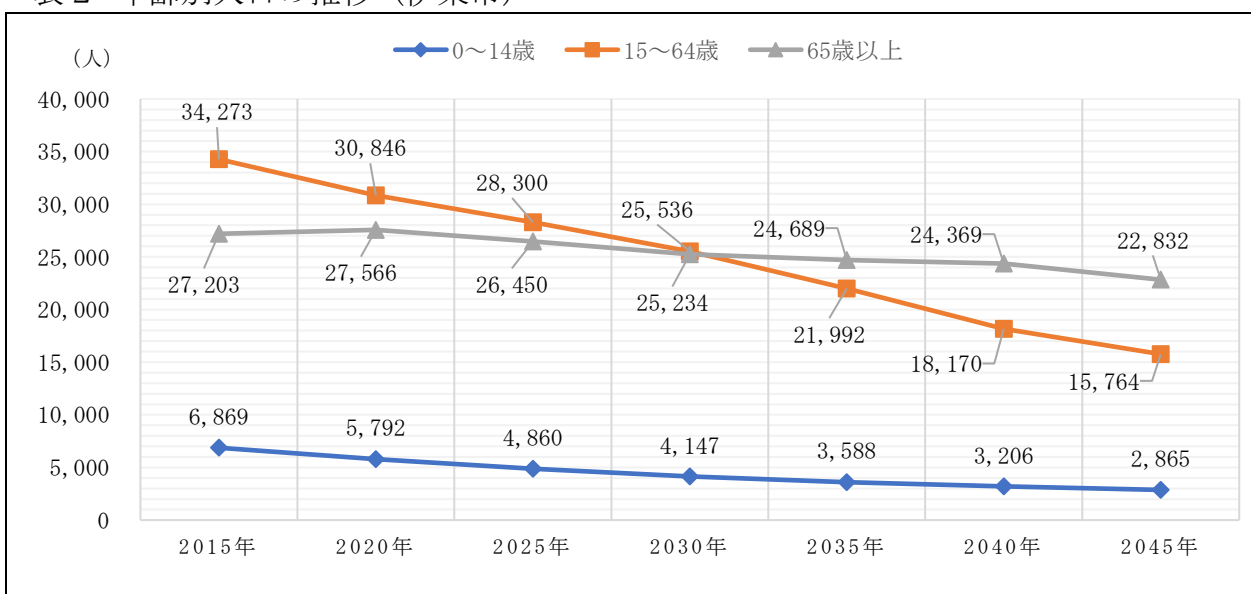
「第四次伊東市総合計画（2011—2020）」では、平成32年（2020年）における伊東市の人口として70,000人を目指しており、「伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」においても目指すべき将来の方向として移住促進を図り年齢構成のバランスを維持し、持続可能な地域の実現を展望し、第四次総合計画の目標人口（平成32年70,000人）を達成するとともに、平成72年（2060）年に人口42,000人を確保するとしています。

表1 将来推計人口（伊東市）



資料：国立社会保障・人口問題研究所データ、各年10月1日時点の推計人口、2015年は国勢調査による実績値

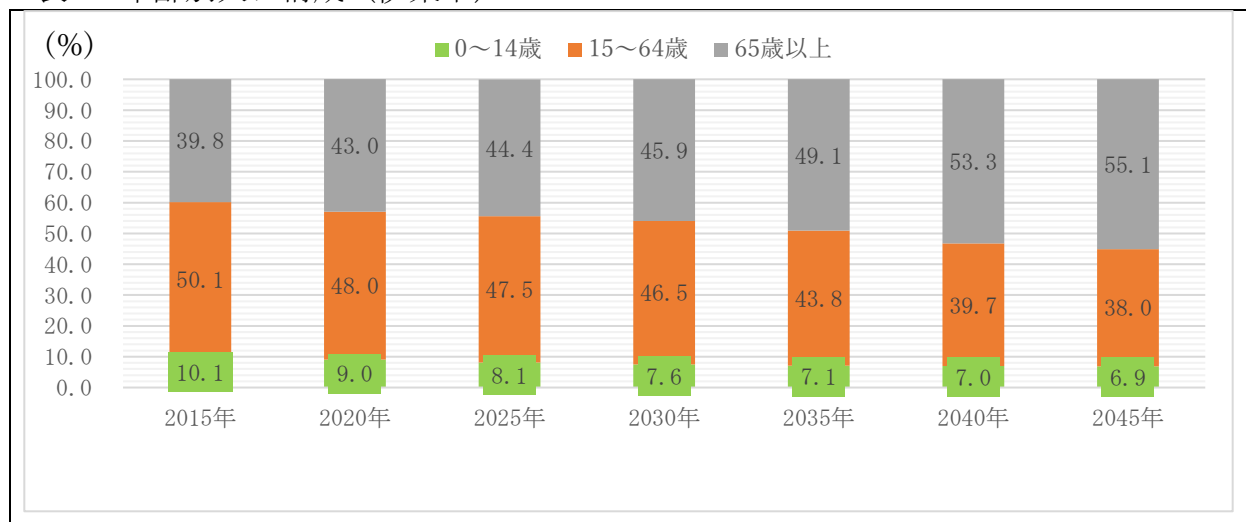
表2 年齢別人口の推移（伊東市）



資料：国立社会保障・人口問題研究所データ、各年10月1日時点の推計人口、2015年は国勢調査による実績値



表3 年齢別人口構成（伊東市）



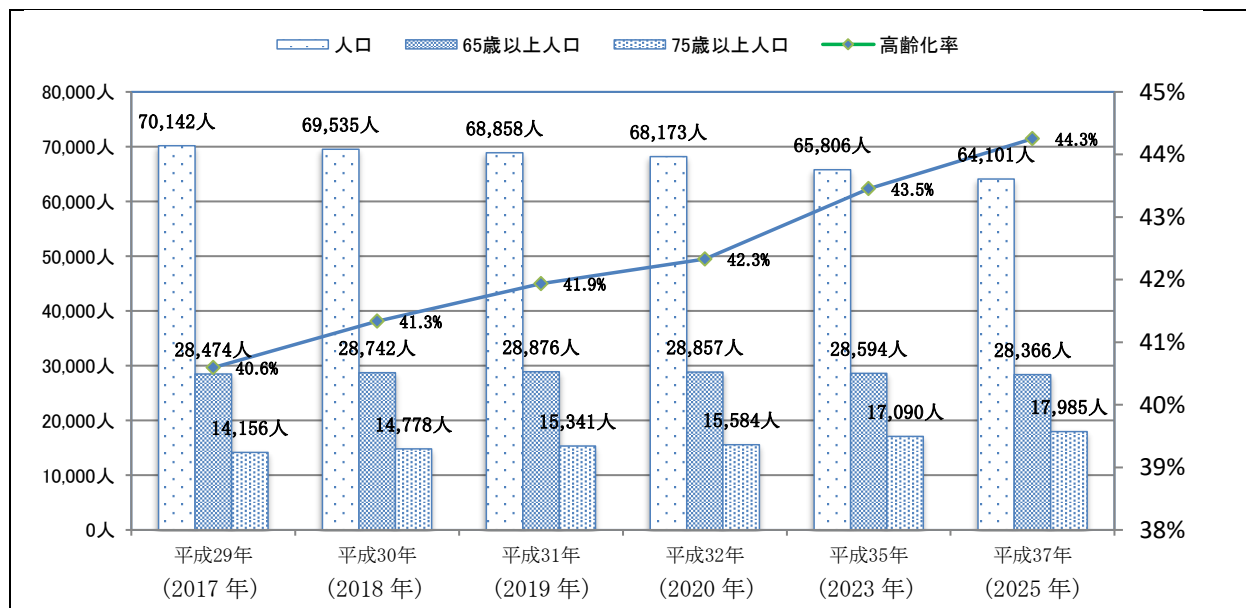
資料：国立社会保障・人口問題研究所データ、各年10月1日時点の推計人口、2015年は国勢調査による実績値

(2) 高齢者人口の推計

全国的に、人口が年々減少するという人口減少社会を迎え、本市においても、平成29年9月末現在70,142人の人口は、計画最終年度の平成32年（2020年）には約68,000人、平成37年（2025年）には約64,000人にまで減少すると見込まれます。

一方、高齢者人口は、平成32年頃（2020年）から減少に転じると見込まれ、平成29年9月末現在28,474人の高齢者人口は、平成32年（2020年）には約28,800人（高齢化率42.3%）、平成37年（2025年）には、約28,300人（高齢化率44.3%）になると推計しました。

表4 伊東市の人口と高齢化率(推計)



資料：伊東市第8次高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画（2018－2020年度）



表5 伊東市の人口と高齢化率(推計)

		(単位：人)					
		平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)	平成35年 (2023年)	平成37年 (2025年)
人 口		70,142	69,535 (66,146)	68,858 (65,413)	68,173 (64,680)	65,806 —	64,101 (60,429)
高齢者人口	65歳以上	28,474	28,742 (27,242)	28,876 (27,285)	28,857 (27,325)	28,594 —	28,366 (26,079)
	75歳以上	14,156	14,778 (14,151)	15,341 (14,619)	15,584 (15,083)	17,090 —	17,985 (16,960)
高齢化率		40.6%	41.3% (41.2%)	41.9% (41.7%)	42.3% (42.2%)	43.5% —	44.3% (43.2%)

() は国立社会保障・人口問題研究所の推計値等を基に国が算出した当該年度末の推計値

資料：伊東市第8次高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画（2018－2020年度）

(3) 要支援・要介護認定者数

表6 伊東市の要支援・要介護認定者数の推移（推計）

(単位：人)					
区分	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)
要支援 1	707	666	712	733	753
〃 2	553	578	586	607	625
要介護 1	946	940	975	1,011	1,041
〃 2	640	657	691	716	740
〃 3	621	594	598	625	650
〃 4	507	552	564	588	609
〃 5	430	452	465	483	498
計	4,404	4,439	4,591	4,763	4,916

※平成29年7月末現在

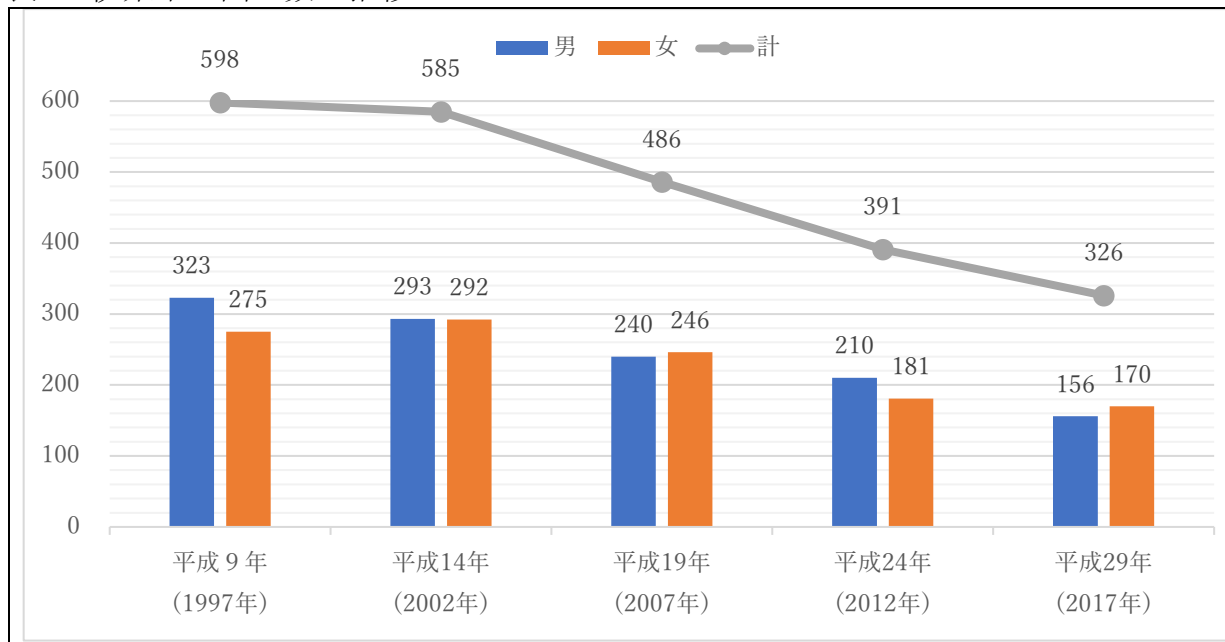
資料：伊東市第8次高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画（2018－2020年度）

※表4・表5・表6の推計は、平成27年から29年における住民基本台帳の年齢別人口、人口変化率を使用し、国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を参考に算出しています。



(4) 出生数

表7 伊東市の出生数の推移



資料 伊東市統計書

(5) 障害者手帳所持者数

表8 身体障害者手帳所持者の推移

(単位：人)

年度	平成9年度 (1997年)	平成14年度 (2002年)	平成19年度 (2007年)	平成24年度 (2012年)	平成29年度 (2017年)
視覚障害	269	206	222	176	157
聴覚・平衡機能障害	204	253	304	278	248
音声・言語・ そしゃく機能障害	28	27	40	37	46
肢体不自由	1,343	1,317	1,647	1,543	1,397
内部障害	381	513	734	785	831
計	2,225	2,316	2,947	2,819	2,679

各年度末現在

表9 療育手帳所持者の推移

(単位：人)

年度	平成9年度 (1997年)	平成14年度 (2002年)	平成19年度 (2007年)	平成24年度 (2012年)	平成29年度 (2017年)
療育手帳 A	122	136	179	179	184
療育手帳 B	166	198	272	310	394
合計	288	334	451	489	578

各年度末現在



表10 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

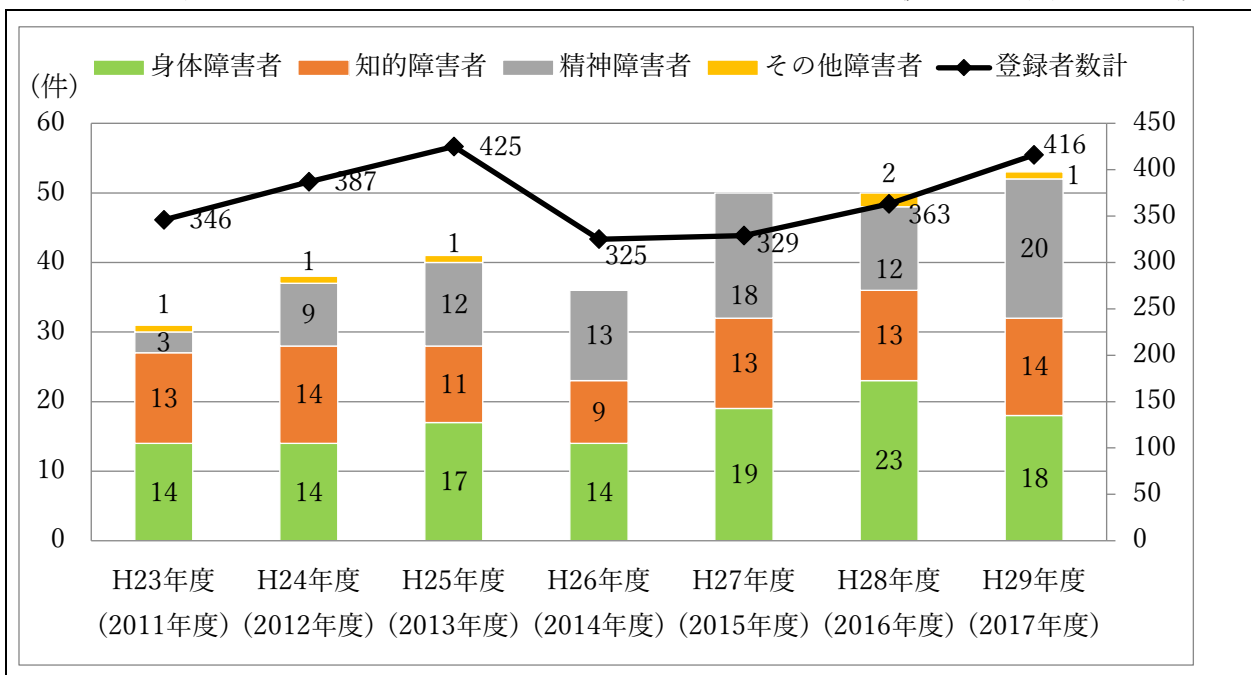
(単位：人)

等級	平成14年度 (2002年)	平成19年度 (2007年)	平成24年度 (2012年)	平成29年度 (2017年)
1級	17	22	23	28
2級	68	140	144	250
3級	16	68	57	73
合計	101	230	224	351

各年度末現在

(6) 障害者の就職件数及び登録者数

表11 障害者の就職件数及び登録者数（ハローワーク三島(伊東出張所のみ)取扱い)



資料 三島公共職業安定所伊東出張所「障害者の職業紹介等状況（伊東出張所のみ）より引用

(7) 生活保護受給者数

表12 伊東市の生活保護受給者世帯数・人員・保護率の推移

年度		平成 9 年度 (1997年度)	平成14年度 (2002年度)	平成19年度 (2007年度)	平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)
世帯数		345	732	808	1, 055	1, 169
人員		447	976	1, 022	1, 378	1, 471
保護率 (%)	伊東市	0. 63	1. 36	1. 42	1. 96	2. 20
	県下市部	0. 27	0. 40	0. 47	0. 79	0. 85
	県計	0. 24	0. 36	0. 45	0. 79	0. 85
	全国	0. 71	1. 01	1. 22	1. 67	1. 67



表 12-1 受給世帯・人員の推移

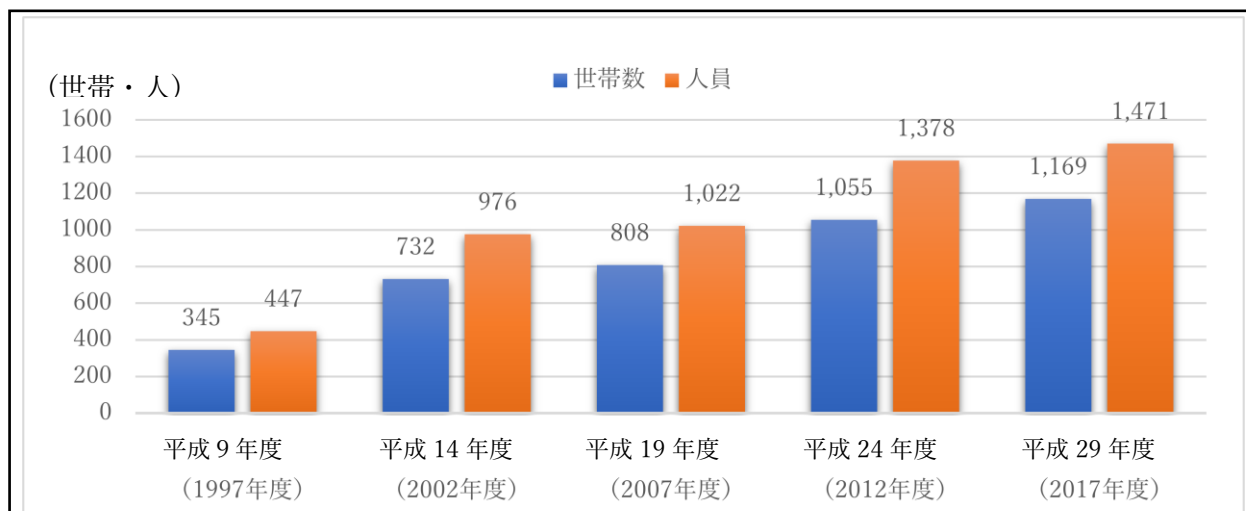
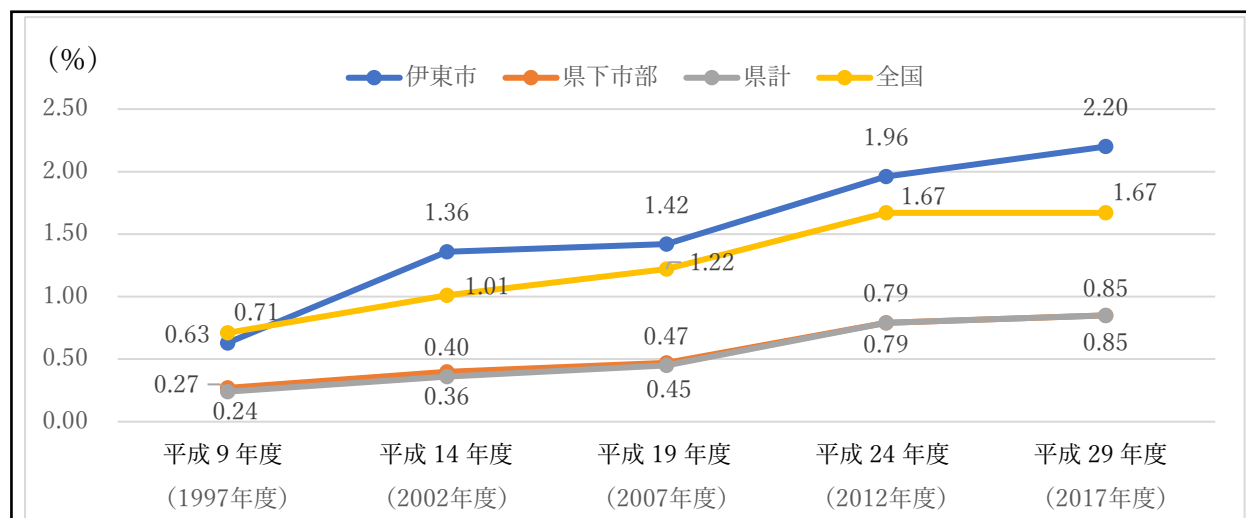
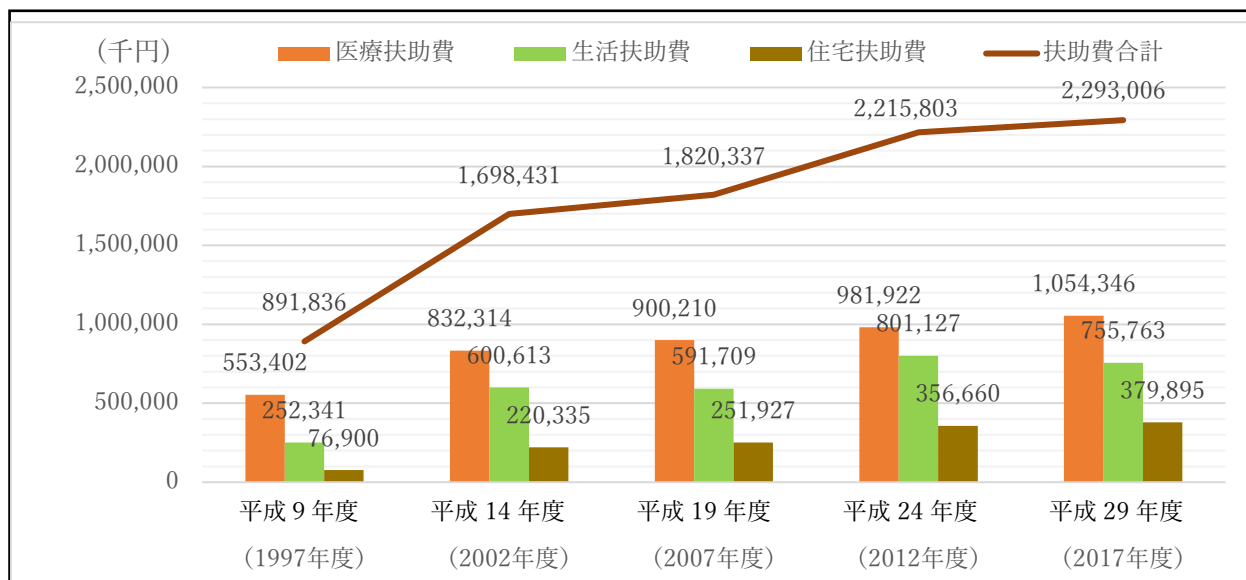


表 12-2 保護率の推移



(8) 生活保護費

表 13 生活保護費（扶助費）の推移



第3章 計画の基本理念と方策

基本理念を下記のとおりとし、地域福祉の推進を図ってまいります。

みんなが暮らす やさしさと笑顔にあふれる健康なまち

1 地域福祉の輪を広げるネットワークづくり

地域の中の課題は多様であり、制度の狭間で苦しんでいる方や支援が行き届きにくい方がいることも明らかになっています。

また、地域では、様々な課題があり、連携して解決を図る必要が多くなっている中、個人や地域の課題に応じた切れ目のない支援を提供できる体制整備が必要となっています。

そのため、市民に対する情報提供体制及び権利擁護体制を充実するとともに、地域で活動する様々な団体及び関係機関と連携しながら、ネットワークを構築していきます。

(1) 地域活動団体及び関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり

地域包括ケアシステムへの取組及び市民ボランティア、地域各種団体、関係機関等多様な主体との連携・協力を推進し、地域の生活課題の解決や地域における活動の活性化を支援します。

(2) 情報提供の充実

市の福祉に係る制度、サービス及び情報について、広報いとう、ホームページなどのツールを活かし情報提供に努めます。

(3) 地域課題を解決するための体制づくり

高齢者に関する相談、障害者（児）相談支援、子育てに関する相談など、各分野における専門的な相談体制を充実します。また、制度の狭間となる課題については、関係機関の連携により相談・解決支援を充実します。

(4) 利用しやすい権利擁護の推進

認知症、知的障害、精神障害などにより判断が不十分な方への権利擁護支援の担い手として、伊東市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）等と連携し、成年後見制度の利用促進を行います。

また、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されたことから、法の趣旨を踏まえて、成年後見制度の利用促進に努めます。

このほか、判断能力が十分でない方の権利を擁護し支援する取組や、高齢者又は障害者で、頼れる親族がいない場合でも、安心して地域で暮らし続けられるように支援を行います。

あわせて、市社協が実施している法人後見事業を支援するとともに、相互連携を図りながら、成年後見制度を推進していきます。



2 地域福祉の担い手づくり

地域での交流を通じた心のふれあいが少なくなっている中、福祉意識が育ちにくく、隣近所や周囲の生活課題に気づく機会も少なくなっており、認め合い、支え合う関係づくりが難しくなっています。また、支援を必要とする方が増加する一方、地域で活動する担い手及び福祉人材が不足している現状もあります。

そのため、学校教育、生涯学習など多様な分野と連携した福祉教育を推進するとともに、地域で活躍するリーダー・福祉人材の養成や団体活動への支援によって、市民の自発的・主体的な活動の活性化を促進します。

(1) 若年層に向けた福祉体験の推進

小学生から高校生を対象とした福祉職場の体験事業などを実施し、子どもの頃から福祉の心を育むとともに、福祉意識の醸成やまちづくり活動への参加を促進します。

(2) ボランティア活動の促進

既存のボランティア団体への支援を行うとともに、地域課題を解決できるボランティア団体の育成に努め、また、社会福祉法人などによる地域貢献の取組推進を促します。



3 ふれあい、生きがい、支え合いの地域づくり

住民同士のつながりが希薄化してきている中、地域での孤立等が社会問題となっています。

そのため、町内会・自治会の活動、地域のボランティアなどの活性化、地域の交流機会及び交流拠点並びに地域ぐるみで日常的な見守りを行う体制の充実を図ります。

(1) 地域活動の中心となる地域組織との連携による住民活動の活性化

町内会・自治会、市内に5か所が設置されている地域包括支援センターなど地域コミュニティとの連携により、住民の生きがいや居場所づくりを創出します。

(2) 地域サロンの開催等による地域交流や世代間交流の促進

各種講座、イベント等により地域活動への参加を促すとともに、地域での活動に関心がある市民が気軽に相談できるサロンを開催することで、地域間や世代間の交流を促進します。



4 安心して生活できる環境づくり

地域の中で不安を感じていることとして災害時の対応は上位に挙がっており、犯罪や災害から市民の生活を守るため、地域、関係機関・団体、行政等が連携した活動が重要となっています。また、高齢化が進む中、認知症の方などの支援や介護を必要とする方が増えており、安心して生活できる体制の整備が必要です。

そのため、地域の中で生活支援のサービスを行う体制の整備及び地域における防犯・防災の取組を充実します。また、あらゆる課題に柔軟に対応するため、保健・医療・福祉が一体となり、協働してサービスを提供できる仕組みづくりを推進します。

(1) 地域力を最大限生かした防犯・防災等の安全なまちづくりの推進

日頃の防災意識の高揚や防災市民組織の育成・活動支援を充実するとともに、自治会等と連携し要援護者支援に係る協定締結、避難行動要支援者名簿の同意確認などを推進し、災害時に備えます。

日常的にあいさつや声かけを互いに交わすことにより、知り合いの方の様子や心境等を伺い知ることができたり、困りごと等を互いに相談しやすい関係ができることにより、振り込め詐欺等の犯罪を未然に回避できることもあります。

(2) 介護予防や生活支援サービスの充実

地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）や協議体を中心に、市民が主体となった高齢者の生活支援・介護予防のサービスの充実、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。

(3) 多様な参加と活躍の促進

生活困窮者等への就労機会の確保と就労支援の推進などにより、多様な社会参加を促進します。ハローワーク等の関係機関と連携した就労セミナーを開催し、労働関連知識の啓発及び就労等に関する情報提供を図ります。

(4) 地域での相談支援

問題や困りごとを抱えている方の中には、それを口に出して相手に傾聴してもらうことで不安解消などにつながるケースもあります。また、在宅で介護を受けている本人だけではなく、介護者の身体的・精神的負担を緩和するための支援も重要です。今後、高齢者の更なる増加により、このようなケースは増加するものと推測されるため、地域住民が安心して生活できるよう相談体制の充実を地域の中で図っていきます。また、自殺のサインに気づき適切な対応を図るゲートキーパーの普及・育成を推進します。



第4章 重点施策の展開

1 地域におけるトータルケアの推進

地域で複合的な課題を抱える方や、制度の狭間に落ち込み、社会的孤立に陥っている方が増えており、それらの困っている方を発見し、支援につなげていく体制が一層必要となっています。

そのため、本市においては地域における「自助、互助、共助、公助」の役割分担を踏まえながら、連動して支援が提供されるトータルケアを構築していきます。

本市における様々な課題の解決には、地域での支え合いが重要です。

様々な課題を抱えている住民が、地域でいきいきと暮らし続けられるために、自分でできることは自分でする、例えば予防の取組や支援を必要としている方には家族等による「自助」の取組を進めます。

また、その住民の課題について、他人事ではなく自分事として、隣近所やボランティア、自治会等による見守り活動や住民参加型の在宅福祉サービスの充実等（互助や共助）を図ります。

高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における相談窓口の機能充実を図りつつ、各地域資源（町内会・自治会、ボランティア、民生委員・児童委員、事業者、医療機関等）が連携して、支援の必要な方を支援するネットワークづくりを行います。

一方、専門的な支援を必要とする場合には、地域内のみならず、地域と市、市社協、専門拠点施設等が連携し、より適切な支援へとつないでいきます。

(1) 支援につなぐ体制の構築とコーディネート機能の強化

支援を必要としている方を早期に発見し、その方に対して、制度外のサービスを含めた保健・医療・福祉等の様々なサービスを迅速かつ適切に提供できるよう、地域の見守り体制の強化を図ります。

(2) 保健・医療・福祉が連携したサービスの充実

複合化・多様化する市民の保健・医療・福祉に関するニーズに適切に対応できるように保健・医療・福祉の連携体制を強化し、総合的なサービスの提供の充実を図ります。

(3) 制度外のサービス・支援の充実

介護保険サービス、障害福祉サービスなどの制度内のサービスでは手の届きにくいニーズに対して、きめ細かいサービスを展開するため、住民参加型の生活支援サービス又はNPO法人等による非営利の福祉サービスの充実を図ります。

(4) 生活困窮者の自立支援の取組と社会参加の促進

生活に困難を抱える方に対し、相談支援を行い、個々の状況に応じた就労支援、生活支援等を継続的に行い、自立と社会参加を促進します。



(5) 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進

多様化・複雑化する福祉ニーズに対して、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすため、社会福祉法人による公益的な取組の推進を図ります。



2 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり

地域で生活する方の課題の複合化・多様化が進む中、身近な地域において住民自身が地域の課題を自分事として捉え、自分たちで解決したいという主体的な気持ちで課題解決に取り組むことが重要となっています。

そのため、住民主体の交流の場や地域活動・ボランティア活動の活性化支援を行うとともに、地域で課題を解決する仕組みを構築していきます。

(1) 地域課題の解決力の強化

地域住民及び関係機関とネットワークを構築し、地域の生活課題を地域の中で考え、解決につながる仕組みを強化します。

特に、高齢者の生活を支援するための、支え合いの地域づくりに取り組む「地域支え合い推進員」と連携することで、相互の活動に相乗効果が生まれるよう協力していきます。

(2) 住民主体の交流活動の場の拡充

各種講座、イベント等により地域活動への参加を促すとともに、地域での活動に関心がある市民が気軽に相談できるサロンの開催を行い、交流を促進します。これらのサロンに限らず、地域の空き家等を活用した誰もが気軽に立ち寄ることのできる多世代の交流拠点づくりの取組を進めます。

(3) 地域住民相互の支え合いによる互助、共助の取組の活性化

(地域活動やボランティア活動の充実)

地域活動やボランティア活動について、ボランティアセンターを中心とした支援、新規活動団体の立ち上げなどにより、各種活動の活性化を図ります。

(4) 誰もが認め合い、生きがいのある地域社会づくり

人権の大切さについて理解を深め、一人一人の尊厳及び基本的人権を尊重し、地域の一員として互いに認め合い、生きがいのある地域となるように交流の取組を進めます。



3 地域が一体となった災害対策の推進

大規模地震、水害などの災害発生直後は、安否確認、被災者の救出など、地域の互助・共助活動が果たす役割が極めて重要となっています。特に、自力では避難することのできない高齢者、障害者などの要支援者への支援体制を充実していくことが必要となります。

そのため、自分の身を自分の努力で守る「自助」、地域や近隣の人が互いに協力しあう「互助・共助」の意識、災害時の被害を最小に抑えるための対策・仕組みを構築する「公助」の取組をそれぞれ充実するとともに、「自助」「互助」「共助」「公助」が連携しあいながら、地域一体となった災害対策を進めることが必要です。

また、地域で日常的にあいさつや声かけを実施するなど、ご近所でのつながりや顔の見える関係づくりを大切にすることは、避難行動、避難所生活等、災害時の互助・共助の活動を円滑に実施することにつながります。

(1) 防災意識の高揚（自助の精神の育成）

災害や防災についての正しい知識の習得及び地域で行われる防災訓練への積極的な参加を促進することで防災意識の向上を図り、災害時に備えた地域での助け合いの取組を進めます。

(2) 避難行動要支援者への支援（自助、互助、共助、公助による連携）

地域における日常的な見守り、地域組織との要支援者に関する支援など、災害時に備えた互助・共助の取組を進めます。また、庁内と福祉関係団体等の連携体制を充実し、自助、互助、共助、公助が相互に機能する安全・安心の体制づくりを進めます。



第5章 施策の体系

【基本理念】

みんなが暮らす

やさしさと笑顔にあふれる健康なまち



【方策】

- ・地域福祉の輪を広げるネットワークづくり
- ・地域福祉の担い手づくり
- ・ふれあい、生きがい、支え合いの地域づくり
- ・安心して生活できる環境づくり



【重点施策】

- ・地域におけるトータルケアの推進
- ・住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり
- ・地域が一体となった災害対策の推進



第6章 施策の展開

1 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上になる平成37年（2025年）を目途に、医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築を進め、地域における医療と介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するとともに、今後増加が見込まれる認知症高齢者に対する支援等を強化し、地域全体で支える体制づくりを進めていきます。

(1) 在宅医療と介護の連携

切れ目ない医療と介護サービスを提供するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護サービス事業所等の多職種が連携を図り、研修会、市民への普及啓発を目的とした講演会又はシンポジウム等を開催し、関係機関同士の顔の見える関係づくりを推進していきます。

(2) 認知症高齢者にやさしいまちづくり

今後、増加が見込まれる認知症高齢者にやさしいまちづくりを推進するため、認知症地域支援推進員が中心となって認知症疾患医療センターを含む医療機関、地域包括支援センター等、関係機関の連携を強化するための支援を行っていきます。また、認知症サポーターの養成、認知症カフェの開催等、地域全体で認知症とその家族を見守り支える体制づくりを推進していきます。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施と介護予防事業の充実

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けていけるように地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして、要介護状態になることを予防することが重要となります。

生活機能の低下が認められた方（事業対象者）が利用できる「介護予防・日常生活支援総合事業」は、対象者の心身の状態及び介護予防・生活支援の必要性に応じて様々なサービスを提供していきます。

また、元気な高齢者又は心身の機能が低下しはじめている高齢者を対象として、生活機能の維持向上のための様々なサービスを地域とのつながりの中で実践していく取り組みも行っていきます。専門職による個別の関わりだけでなく、住民主体による通いの場や体操教室などに通うことにより、地域との繋がりを深め、高齢者が生きがいを持って自立した生活を送れるよう支援していきます。

(4) 地域包括支援センターの機能強化

地域における高齢者の相談窓口である地域包括支援センターは、年々複雑で多岐にわたる相談内容が増えており、支援強化のためにもセンター職員のスキルアップが重要となっています。関係機関と連携を強化し、事例検討会の開催、研修会へ積極的に参加するなど、センター職員の資質向上に努めていきます。



2 障害者施策を推進するために

障害のある方もない方も地域社会の一員として共に尊重し合いながら生活できる「共生社会」の実現と、身体的、精神的及び社会的な適応能力の回復にとどまらず、障害があっても地域の中で自立した生活が送れるようあらゆる分野のサービスが総合的・体系的に提供され、障害者の自立と参加を目指す「リハビリテーション」の理念を基本とします。また、自分の生活を自分で選び決定し実現できるよう能力を高める「エンパワメント」の考え方によるその方らしい自立生活を支援します。

(1) ふれあいの場を広げるために

障害のある方もない方も同じ一個人として、地域の中で等しく尊厳を認め合い、共生する社会を実現していくためには、広く障害に対する理解を深め、必要に応じて支援や協力が得られ、合理的配慮がなされるような地域社会をつくることが必要であると同時に、障害者自身も積極的に社会参加し、共に暮らす方々の理解を得ることが必要です。さらに、啓発・広報活動、福祉教育、交流、ボランティア活動、障害者団体などによる自主的な活動の支援等の施策を推進します。

(2) 健やかさを保つために

健康づくりを進め障害の重度化を防ぐために、障害の早期発見、療育対応及び保健・医療サービス充実のための施策を推進します。

(3) 安らぎのある安心した生活を支えるために

重い障害があっても地域で生活できるように障害の特性に合わせた情報の提供、必要なときに情報が入手できるような情報・通信システムを検討するなど広範な生活サポート施策を推進します。

(4) 働く喜びをより確かなものにするために

障害者が社会的に自立して生活していくために、地域に働く場を確保する施策を推進します。

(5) 誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるために

障害者が自由に移動し活動しやすいまちは、高齢者を始め、すべての人にとって暮らしやすいまちであるとの考え方に立って、道路環境、公共交通機関、公共的建築物等の改善を推進するとともに、ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進します。

また、障害者が地域で安心して生活が送れるように防災体制の充実を図ります。



3 子育て世代に対して、安心して子どもを育てられる環境整備

高齢化の進展により人口減少と核家族化が進み、地域社会のつながりが希薄になるなど、子育てを取り巻く環境は大きく変化し、家庭、学校、職場、地域など、社会全体で子ども・子育て支援の重要性に関心や理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要となっています。

本市では、「伊東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、個別計画の下、家庭を築き、子どもを産み育てることの大切さを地域社会で共有し、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指します。

(1) 地域における子育ての支援（地域子ども・子育て支援事業）

① 利用者支援事業

保育園・幼稚園等の入園相談、子育て支援サービスの情報提供及び妊娠期から育児までの母子保健・育児相談を行う事業です。

利用者支援事業（一般型）として、市役所幼児教育課窓口には保育コンシェルジュを配置し、保育園・幼稚園の入所相談及び保護者ニーズに応じた適切な子育て支援サービスの情報提供を行います。

また、利用者支援事業（母子保健型）として、子育て支援課に保健師等を配置（子育て世代包括支援センター）し、妊娠から子育てまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と協力して個別の支援プランを策定し、妊産婦等にきめ細かい支援を実施します。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児の子育て世代の遊び・交流・相談・情報提供の場として、地域ごとに保育園との併設等による運営を行い、地域の子育て環境の向上を図ります。

③ 妊婦健康診査事業

妊娠中の母親の健康状態、おなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認する基本健診です。

母子保健の観点から継続して実施する必要があるため、全ての妊婦が安全で安心な出産を迎えるため、健康診査の必要性の周知を行い、受診率の向上を図ります。

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供及び養育環境等の把握を行います。

母子保健の観点から継続して実施する必要があるため、母子の心身の状況及び養育環境の把握に努め、不安や悩みに対し、助言や情報提供を行います。

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

養育支援が必要な家庭にとって重要な事業であり、関係機関と連携を図り、今後も引き続き保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援等を行います。



す。

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が、疾病・疲労などの理由により、家庭において児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行います。

⑦ ファミリーサポートセンター（子育て援助活動支援事業）

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助をしたい方（提供会員）が会員登録をし、双方会員の相互援助の調整を行います。

⑧ 一時預かり事業

幼稚園在園児を対象とする事業と保育園等における未就園児利用型の事業があります。幼稚園児を対象とする一時預かりは、3歳から5歳までの在園児を対象に、通常の保育時間以外に幼稚園で保育を行います。未就園児利用型の事業については、家庭における保育が一時的に困難となった場合に、保育園において一時的に子どもを預かり保育を行います。

⑨ 時間外保育（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う通常の保育時間を超えた保育需要に対応するため、延長保育を実施します。

就業形態の多様化に伴い、更に利用が見込まれることから、事業者との調整等により、サービス提供量の確保に努めます。

⑩ 病児保育事業（病児対応型・体調不良児対応型）

病児対応型は、急な病気、回復期などで、集団保育が困難な子どもを専用施設等で一時的に保育する事業です。体調不良時対応型は、保育中に園児が熱を出すなど体調不良になった場合、保護者が迎えに来るまでの間、専用スペースで保育する事業です。

⑪ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。



4 すこやか・あったかに過ごせる健康なまちづくりのために（保健計画）

本市は、自然が豊かで温暖な環境にありますが、市民の健康レベルは優良なものとは言えず、ほとんどの健康指標が県の平均に比べると不良な状況にあります。健康で豊かな人生を享受するには、市民一人一人が健康づくりを意識し実行するとともに、それを支援する官民共同の様々な施策が整備されることが必要です。

(1) すこやかな出産・子育て支援の推進

近年、育児をする環境が変化しており、育児の悩みや不安を抱える方が増えています。誰もが安心して妊娠期から子育て期にわたり、包括的なサービスが切れ目なく受けられるように妊産婦に対し、きめ細かい支援を実施していきます。

また乳幼児健康診査等において心身の発達、ことばの遅れ等の早期発見に努め、適切な療育支援サービスを受けられるよう療育体制の更なる充実を図っていきます。

(2) 健康寿命の延伸を目指す健康づくりの推進

自分の健康は自分で守るという意識を高めるため、「がん」「生活習慣病」「運動」「こころ」「アルコール」「喫煙」「感染症」等を重点にした健康づくりを推進し、“健康寿命の延伸”と“生活の質の向上”を目指します。また、関係機関、地域で活動している団体等と連携を図り、地域における健康づくりを推進します。

(3) 歯科保健対策の推進

歯や口の健康は、毎日の楽しみである食事や会話の基礎となるのはもちろん、肥満及び糖尿病の予防、高齢者の肺炎及び感染症の予防等全身の健康に寄与すると言われています。

生涯自分の健康な歯で豊かな食生活を送ることができるよう、乳幼児から高齢者までの全てのライフステージに応じた歯の健康づくりに取り組みます。市民一人ひとりの歯と口の健康づくりを実現するため、様々な関係機関等と連携して総合的な歯科保健対策を推進します。



5 おいしい！たのしい！伊東の食で元気をつなぐまちづくりのために（食育推進計画）

豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要です。また、「食」は生きる上での基本であるため、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものです。以下の方針を基にした食育を実施することで、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てる食育を推進します。

(1) 元気な人づくり

子育て中の家庭、生活習慣病が気になる働き盛りの世代、体の状態に合った食事が必要な高齢者等個々の食生活が充実し、健康で豊かな生活を送ることができる人を増やします。

(2) 安全でおいしい伊東の食づくり

食材の地産地消、地域の食文化の継承及び健康で安全に考慮した食事づくりを実践するため、関係機関と連携して食の研究・開発に努め、安全でおいしい伊東の食を創造します。

(3) 笑顔でつなげるまちづくり

体験や学びを通じて“食”について“やりたいこと”“知りたいこと”を広げるため、食を中心とした連携を大切にすることで笑顔のまちづくりを目指します。



第7章 生活困窮者自立支援計画

1 計画の趣旨と現状

(1) 計画の趣旨

近年の経済の伸び悩みや雇用形態の多様化などにより、就労できない、就労していても収入が少ないなどの理由で、生活困窮に陥っている方の増加が見られます。

これらの方は、家庭や生活の面で様々な課題を抱えている場合が多く、自立するためには、ただ就労につなげるだけでなく、その方にあった支援が求められます。

平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、社会保険、労働保険など雇用を通じたセーフティネット（社会的セーフティネット。病気、失業、預貯金の減少などで生活に困窮した場合に、憲法第 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する制度のこと。）を第 1 のセーフティネット、生活保護制度を第 3 のセーフティネットとし、その間の第 2 のセーフティネットとの仕組みを手厚くすることを目的に、生活困窮者自立支援制度を制定し、新たな生活困窮者対策として、生活保護制度の改革と合せて重層的なセーフティネットの構築を目指すこととなりました。

本市は、この法律の趣旨にのっとり、伊東市生活困窮者自立支援計画を策定し、市、市社協及び関係する様々な事業主体との協働並びに市民、ボランティア団体等の参画を得ながら地域における生活困窮者の把握を進め、一人一人への適切なサービスの実施を経て、自立に向けた支援を行っていきます。

生活困窮者自立支援事業を行うことにより、既存制度では対応が難しい方々を地域から排除することなく包み込み、より一層充実した暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。

(2) 現状

生活困窮者自立支援制度による支援の概況については次のとおりです。

年度		27(2015)	28(2016)	29(2017)
支援事業 自立相談	相談受付件数	135 件	121 件	125 件
	他機関への引継ぎ件数	98 件	75 件	96 件
	支援プラン作成件数	37 件	34 件	32 件
	就労者数	20 人	21 人	22 人
住居確保給付金支給延べ件数		21 件	22 件	9 件
就労準備支援事業支援件数		4 件	3 件	2 件
家計相談（改善）支援事業相談件数		—	—	23 件
学習支援事業支援件数		—	—	18 件
一時生活支援事業支援件数		—	—	—

2 生活困窮者自立支援施策の推進

生活困窮者、社会的孤立状態にある方に対し、必要な支援とそのような状態の方を



発見し、早期に解決を図るため、生活困窮者自立支援施策を推進していきます。

(1) 取組体制

この事業は、市民を対象に、制度間の狭間を作らず、切れ目のないサービス提供を行うもので、本市（行政）が実施します。その一方で、生活困窮者の支援体系を構築するには、支援が必要な方の生活、就労、教育など様々な側面からの支援が必要なため、市役所の庁内体制やこの事業に携わる多くの関係者との連携が必要です。

本市は、この事業の核となる自立相談支援事業を長年に渡り多くの市内福祉関連団体等とつながりを持つ市社協に委託し、本市と市社協が協働して事業を推進していくこととします。

(2) 情報共有体制の整備

生活困窮者自立支援事業を行うに当たって、生活に困窮している方の情報を集約するネットワークを整備するため、福祉事務所（社会福祉課・高齢者福祉課・子育て支援課）、市民サービスセンター（市民課）、税務・保険・年金担当（収納課・課税課・保険年金課）、市営住宅・水道担当（建築住宅課・水道課）、教育委員会等の庁内関連部局において、生活に困窮する方の支援につながる情報の共有が可能となる環境を整備します。

さらに、庁外関係機関とも連携を強化し、早期に生活に困窮している方の情報を集約するネットワークを拡大していきます。

(3) 実施事業

① 自立相談支援事業

自立相談支援事業は、相談窓口を福祉事務所（社会福祉課）内にワンストップの窓口として設置し、市社協から主任相談支援員1人と相談支援員1人を配置します。

自立相談支援事業の運営は、相談者の困っている状況を十分に聞き取り、それぞれの課題を把握し、支援プランを策定した上で自立に向けての支援を提供することから、日常生活自立支援事業及び地域包括支援事業を運営し地域福祉に精通している市社協が持つ地域福祉に関する資源の活用を図ります。

支援プランの策定に当たっては、生活困窮に陥っている方を自立につなげていくため、その方にあったサービスを提供する必要があります。

そのために、個々の生活困窮者についての支援プランを決定するのが、支援調整会議になります。

支援調整会議は、福祉事務所及び市社協を必須メンバーとし、支援が必要な方と関連する支援者を随時メンバーとして設置し、新規のプラン作成のほか、既にサービスを受けている方の状況をフォローし、プランどおりの支援ができているかなどの確認を行っていきます。

自立相談支援窓口では、日常生活での悩み事や介護サービスの受け方のようなことでも窓口として対応し、相談内容に応じた担当課、地域包括支援センターなどにつないでいきますが、特に経済的に困窮しているケースについては、市社協で従来から行っている貸付制度などを活用しつつ、必要に応じて、生活困窮者自立支援事業で対応していくことを想定しています。

また、生活保護の相談窓口との一体的な取組により、生活保護制度の利用が適当と認められる場合は、自立相談支援から生活保護へ適切につないでいくとともに、生活保護の要件を満たさず、保護を受けられなかった方については、自立相談支援につなげていきます。



② 住居確保給付金事業

住居確保給付金事業は、平成 21 年 10 月から実施されている住宅支援給付事業が制度化した事業です。

家賃相当額の給付を有期で受けることで、生活保護に至らないためのセーフティネットとして機能し、自立相談支援事業又は就労準備支援事業との組合せにより効果的な支援策の一つになります。

③ 就労準備支援事業

就労準備支援については、速やかに就労につなぎ、生活基盤を整えることが必要であると考えます。

具体的な取組としては、就労支援の実績のある事業者に委託し、支援相談員と連携を図りながら就労に向けての支援を行います。市内外の就労情報の提供、就労に向けてのセミナー、面接会等も開催します。

また、ひきこもりなどで長らく仕事をしていない方又は障害者の就労についても支援を検討していきます。

④ 一時生活支援事業

一時生活支援事業については、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間に限り、宿泊場所、食事及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資を提供又は貸与し、安定した生活を営めるよう支援する事業です。

自立する能力があるものの、一定の住居を持たないことが自立の妨げとなっている生活困窮者の方々に、一定期間衣食住を提供又は貸与し、その期間中に就労支援を始めとする自立に向けた支援を行っていきます。

⑤ 家計改善支援事業

生活困窮者の多くは、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に問題を抱えています。そのような方々に対し、家計表やキャッシュフロー表などを活用して家計に関する課題を「見える化」し、問題の背景にある課題を整理して家計管理能力を高め、生活の再建を支援していきます。

⑥ 学習支援事業

生活に困窮する世帯の子どもたちに対し、学習の支援、居場所の提供及び進路相談を行うとともに保護者に対する養育支援をすることで、子どもたちの「生きる力」を養う支援を行い、生活困窮世帯における貧困の連鎖の防止を図っていきます。



第8章 自殺対策計画

自殺対策の推進

いのち支える自殺対策

～誰も自殺に追い込まれることのない「伊東市」の実現を目指して～

1 現 状

我が国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超える深刻な状態でした。このような中、平成18年に「自殺対策基本法」（法律第85号）が制定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあります。

しかしながら、人口10万人当たりの自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺で亡くなる人数の累計は毎年2万人を超え、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そこで、平成28年4月に「自殺対策基本法」が改正され、「全ての自治体に『自殺対策計画』の策定が義務づけられ、地域レベルでの自殺対策をさらに推進すること」が定められました。（自殺対策基本法 第13条2項）

自殺は、その多くが追い込まれた末の死で、背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られ、その多くは防ぐことのできる社会的な問題です。

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携により、「生きることの阻害要因」（失業、多重債務、生活困窮等の自殺リスク要因）の低減と「生きることの促進要因」（自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等の自殺に対する保護要因）の増加が図られ、「生きることの包括的な支援」として推進されなければなりません。

本市では、市民一人一人がかけがえのない「いのち」の大切さを考え、地域・関係機関・市による「生きる支援」を総動員し、全市的な取組として「いのち支える自殺対策」を推進するために、「伊東市地域福祉計画」の重要項目として本章を「自殺対策計画」に位置付け、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

2 計画の数値目標

国が策定した「自殺総合対策大綱」では、「平成38年（2026年）までに自殺死亡率を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少」させることを目標としています。

本市では平成27年伊東市の自殺死亡率16.6から「平成38年（2026年）までに30%以上減少（自殺死亡率11.6）」させるために段階的に目標を設定し、平成35年（2023年）までに自殺死亡率を14.1以下とすることを目標とします。



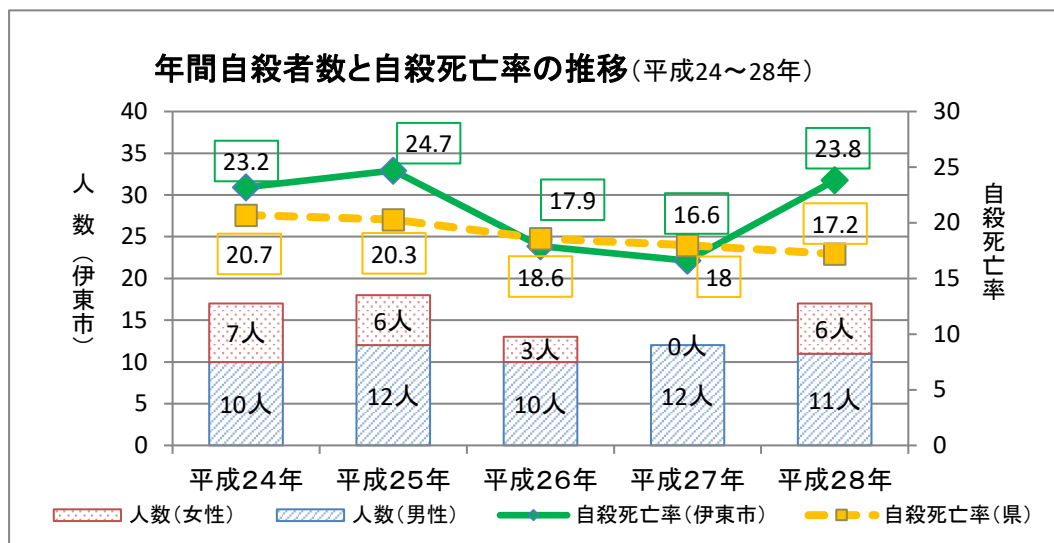
3 伊東市の現状と特徴

掲載のデータは、自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロファイル」から引用しています。このプロファイルは、平成24年から28年の5年間の合計や平均により作成されています。（経年変化のデータを除く。）

(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

平成24～28年の5年間に自殺で亡くなったのは77人（男性55人、女性22人）で、年間平均15.4人でした。また、自殺死亡率（人口10万対）の平均は21.3で、県19.0、国19.6に比べて高い状況でした。（図1）

図1

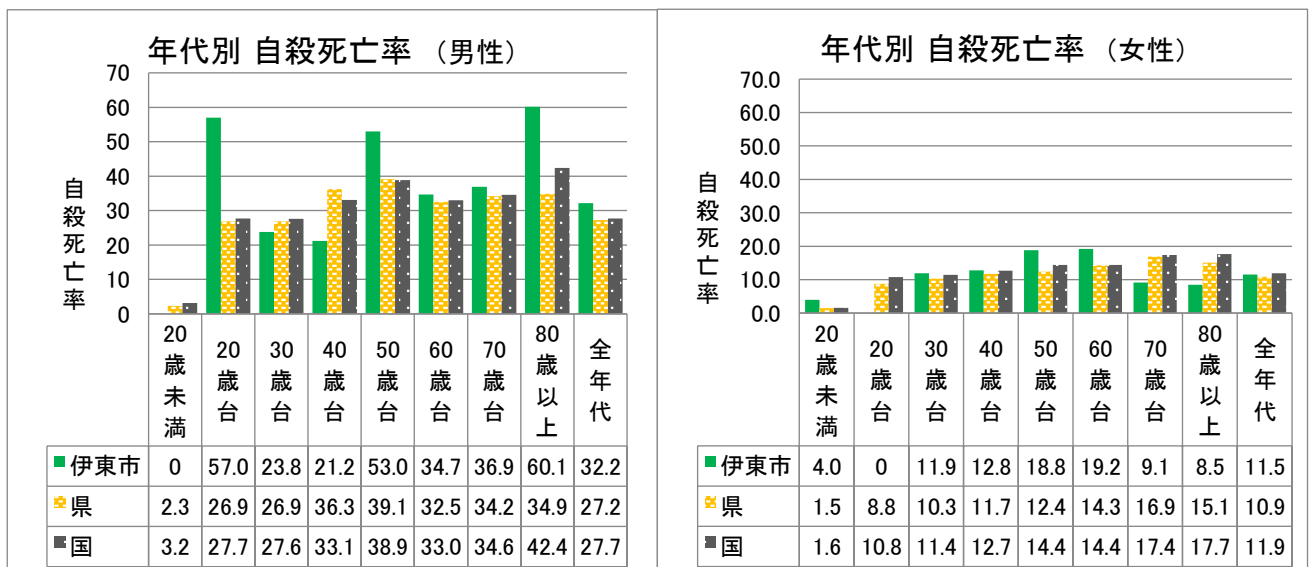


出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

(2) 年代別自殺死亡率と自殺者数（平成24～28年）

男性の自殺死亡率（人口10万対）は32.2で国27.7、県27.2に比べると高く、特に20歳台、50歳台、80歳以上で目立って高い状況です。女性の自殺死亡率（人口10万対）は11.5で、国11.9より低いですが、県10.9よりは高く、20歳未満と50・60歳台で高い傾向がみられました。（図2、表1）

図2



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」



表1 年代別自殺者数（平成24～28年）

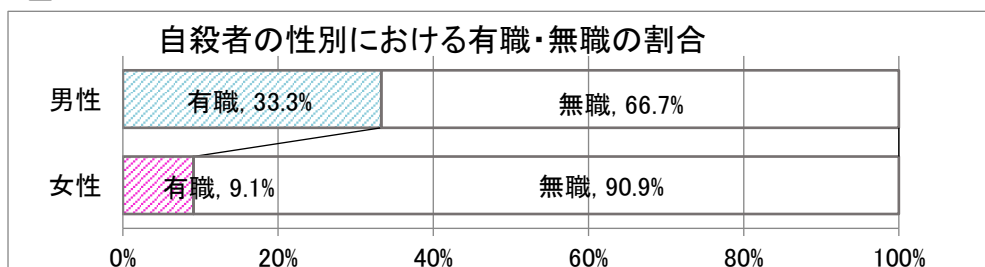
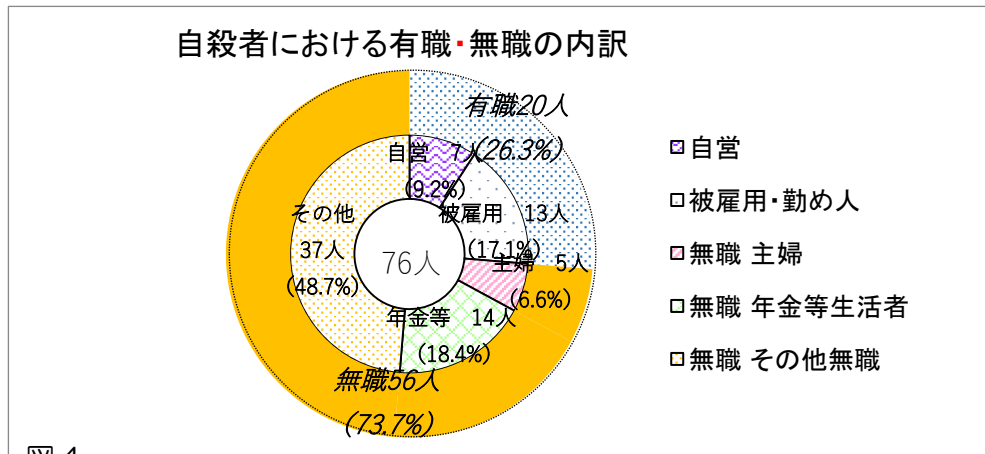
	30歳未満	30歳台	40歳台	50歳台	60歳台	70歳台	80歳以上	全年代
自殺者数	8人	6人	8人	15人	18人	13人	9人	77人

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

(3) 職業別の特徴（平成24～28年）

自殺者の有職・無職の割合をみると、過去5年で亡くなった76人（不詳1人を除く）のうち無職は56人（73.7%）で、約4人に3人という高い割合でした。特に女性の無職の割合は90.9%と高い状況でした。（図3、4）

図3



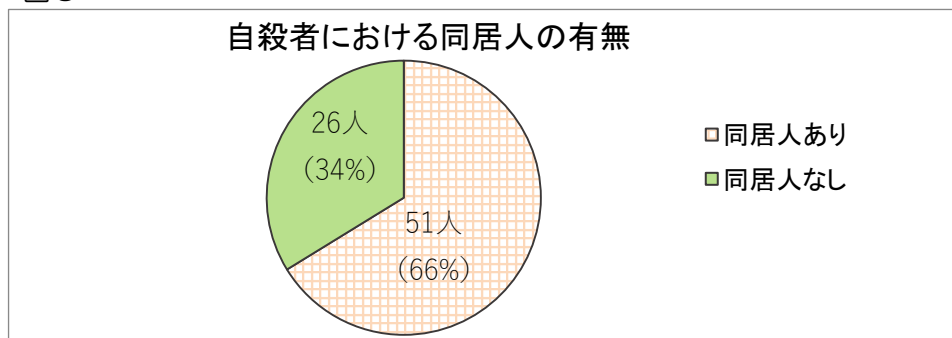
出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

(4) 同居人の有無（平成24～28年）

同居人の有無の状況は、過去5年間に自殺で亡くなった77人のうち、同居人がある人は51人（66.2%）でした。（図5）

また、同居人なしの中には死別又は離別の人も含まれています。

図5



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」



(5) 対策が優先されるべき対象群の特徴

平成 24～28 年の 5 年間ににおける自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、本市における主な自殺の特徴（属性：性別・年代別・職業の有無別・同居人の有無別）の上位 5 位が示されました。（表 2）

また、この属性情報から、本市において推奨される重点施策として「高齢者」「生活困窮者」に対する取組が挙げられました。

表 2 伊東市における主な自殺の特徴

上位 5 区分 ※1	自殺者 5 年計	割合	自殺死亡率 (人口 10 万対) ※2	背景にある主な自殺の危機経路 ※3
1 位 男性 60 歳以上 無職 同居	14 人	18.2%	40.1	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2 位 男性 60 歳以上 無職 独居	9 人	11.7%	113.8	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3 位 女性 60 歳以上 無職 同居	8 人	10.4%	14.8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4 位 男性 40～59 歳 無職 独居	5 人	6.5%	569.6	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5 位 男性 20～39 歳 無職 同居	5 人	6.5%	180.7	①【30 歳台 無職】ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺 ②【20 歳台 学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

※1 順位は自殺者の多さに基づき、自殺者が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。

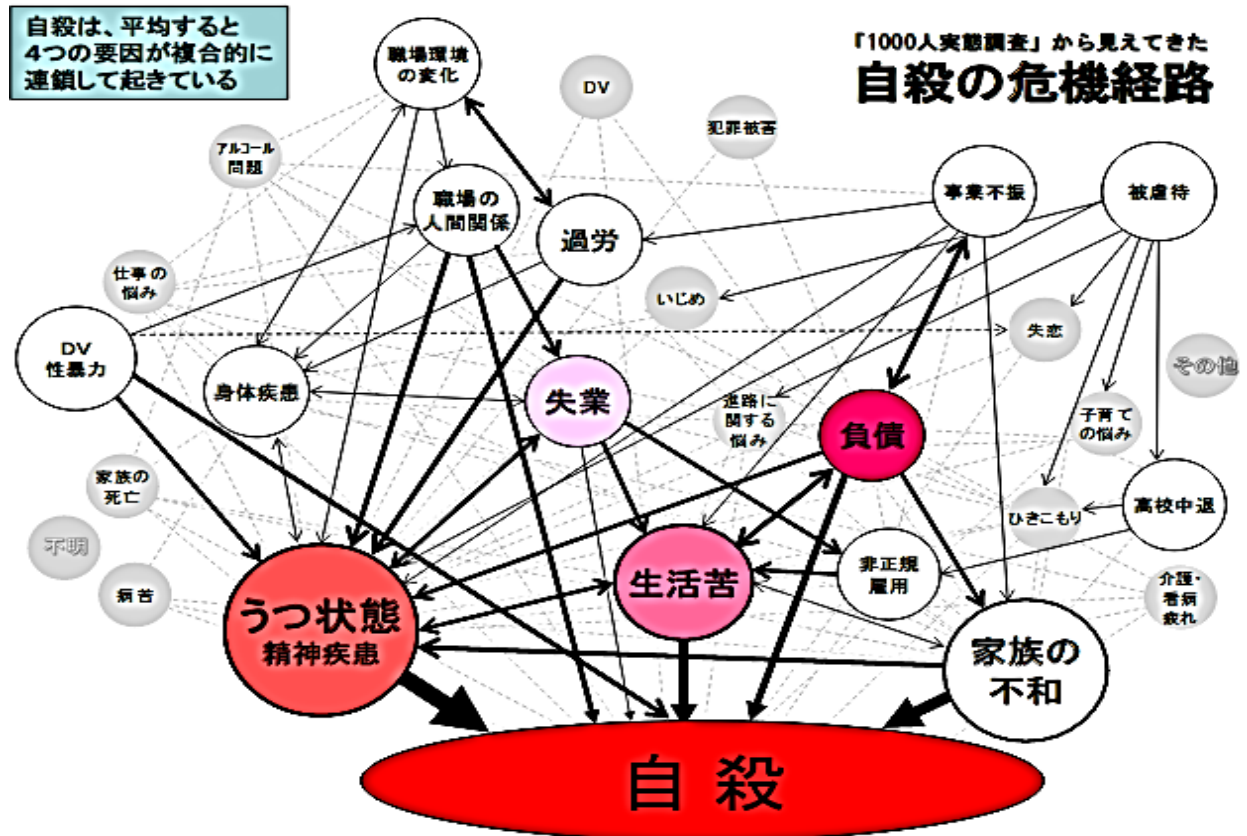
※2 自殺死亡率の母数（人口）は、平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

※3 「背景にある主な自殺の危機経路」は、NPO 法人ライフリンクが自殺で亡くなった方を対象に行った自殺の実態調査から、「自殺は平均すると 4 つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖プロセス（自殺の危機経路）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なる」ことが明らかになりました。（詳細は「自殺実態白書 2013」（NPO 法人ライフリンク参照）

上記表の「背景にある主な自殺の危機経路」には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうち主なものが記載されています。



「背景にある主な自殺の危機経路」 (NPO法人ライフリンク)



4 基本施策と重点施策について

本市の自殺対策は、すべての市町村が取り組むべき「基本施策」として国が「自殺総合対策大綱」で示している5項目と、地域の実態に対する優先的な課題への「重点施策」の2項目の施策について推進します。

なお、対策は実践的な取組と啓発的な取組を両輪として推進し、対応のレベルと段階に応じた効果的な連動を図るものとします。

3つのレベル	(1)「対人支援」個々人の問題解決に取り組む相談など (2)「地域連携」複合的問題に包括的な支援を行う関係機関の連携など (3)「社会制度」法律、大綱、計画等の枠組みの整備など
3つの段階	(1)「事前対応」自殺の危険性が低い段階での啓発等 (2)「危機対応」現に起こりつつある自殺発生の危険への介入 (3)「事後対応」自殺や自殺未遂が発生してしまった場合の対応

基本施策

(1) 地域ネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない伊東市」を実現するためには、市、県、国、関係団体、民間団体、企業、そして何より市民一人ひとりが役割を明確にし、それを共有した上で相互に連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが重要です。

そして、誰もが適切な対策・対応を受けられるよう、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の目的で展開されているネットワーク等との連携の強化、特に自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携の強化が重要です。

保健・医療機関においては、心の悩みの原因に対応した相談窓口の情報をもち、また、経済・生活問題の相談窓口担当者も、自殺の危険を示すサイン、その対応方法、支援が受けられる保健又は医療機関などの情報を持つ等、さまざまな分野の生きる支援に当たる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、密接な連携を推進することが必要です。

【主な取組】 ～地域ネットワークの強化～

- ① 地域における連携・ネットワークの強化
- ② 庁内における連携・ネットワークの強化
- ③ 関係機関の連携・ネットワークの強化
- ④ 諸機関の連携強化に向けた研修等の実施



(2) 自殺対策を支える人材育成の強化

自殺を考えている方は、死にたいという気持ちと生きたいという気持ちの間で揺れ動いています。そして、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多いため、市民の誰もがそれらのサインに気づき、適切な支援につなげていくことが重要です。

様々な悩みや生活上の困難を抱える方に対して、保健・医療・福祉・教育・労働など「生きることの包括的な支援」に関わる専門家を始め市民一人一人が、悩みや問題への早期の「気づき」の対応ができるように研修等の機会の確保又は充実に努めます。

【主な取組】 ～自殺対策を支える人材育成の強化～

- ① 様々な職種（自治体の職員・職員以外）を対象とする研修の実施
- ② 市民を対象とした研修による人材育成
- ③ 学校教育の場における人材育成
- ④ 自殺対策従事者、関係者間の連携調整を行う担当者への心のケアの推進

(3) 市民への啓発・周知により市民一人ひとりの気づきと見守りを促します。

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る危機」であるにもかかわらず、その心情や背景が理解されにくい現実があります。自殺に関する基本的な理解又は危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であること等が、社会全体の共通認識となるよう普及啓発を行う必要があります。

また、全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている方のサインに早く気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて相談機関や精神科医等の専門家につなぎ、見守っていくという市民の役割などについての意識が共有されるよう、広報活動等を通じた啓発を推進していきます。

【主な取組】 ～市民への心の健康や自殺予防に関する啓発・周知

（市民一人ひとりの気づきと見守り）～

- ① リーフレット等の啓発グッズを活用した周知・啓発
相談窓口の情報等を掲載したリーフレットの作成・周知
地域ネットワーク会議等を活用した情報提供
- ② 市民向け講演会、イベントなどの機会を活用した啓発
自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）等における啓発
健康フェスタ及びキャンペーン事業における啓発
- ③ 各種メディア媒体を活用した啓発
広報紙及び市ホームページを活用した啓発及び情報発信
- ④ 地域及び学校と連携した啓発及び情報発信
- ⑤ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進



(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組みを増やすことが必要です。そのため、様々な分野において「生きることの促進要因への支援」を推進していきます。

【主な取組】 ～生きることの促進要因への支援～

- ① 孤立のリスクを抱える方への居場所づくりの提供と周知
- ② 相談体制の充実、支援策や相談窓口情報の分かりやすい発信
- ③ 自殺未遂者への支援
- ④ 遺された方への支援
- ⑤ 支援者（介護者、市職員、教職員、他）への支援

(5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

改正「自殺対策基本法」（第17条3項）には、学校が児童・生徒に対し、保護者や地域の関係者と連携しながら「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康に係る教育又は啓発を行う」ことが、努力義務として定められました。

また、自殺総合対策大綱で、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進、子どもの貧困対策及びひとり親家庭の児童・生徒に対する生活・学習支援、子どもの居場所づくり、虐待防止等の各種施策の推進等「子ども・若者の自殺対策の推進」の必要性が謳われました。

これらの、子ども・若者に対する自殺対策は、その子の現在における自殺予防だけでなく、将来の自殺リスクを低減させることにつながり、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会を作っていく上で、きわめて重要な取組みです。

【主な取組】 ～児童・生徒のSOSの出し方に関する教育～

- ① 児童・生徒向けの相談支援の推進
- ② 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進



重点施策

(1) 高齢者への支援の強化

本市の平成28年度高齢化率（65歳以上人口割合）は39.2%で、県（27.6%）や国（27.3%）に比べて高く、過去5年間の自殺者77人のうち半数以上の40人（51.9%）が60歳以上でした。

高齢者は、配偶者を始めとした家族との死別・離別、身体疾患等をきっかけに、孤立、介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域との関係が希薄な場合、問題の把握が遅れ、その間に自殺のリスクが高まる恐れもあります。

さらに、高齢者本人だけではなく、家族を含む複合的な問題も増えつつあり、心中や共倒れなどにつながることも懸念されます。

高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人を対象にした取組のみならず、家族、介護者等の支援者に対する支援も含めた自殺対策（生きることの包括的支援）の啓発と実践を推進する必要があります。

【主な取組】 ～高齢者への支援の強化～

- ① 包括的な支援のための連携の推進
- ② 地域における要介護者（及び介護者）への支援
- ③ 高齢者の健康不安に対する支援
- ④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

(2) 生活困窮者等への支援の強化

生活困窮の状態にある方は、単に経済的に困窮しているだけでなく、背景として、虐待、暴力被害、依存症、ひきこもり、介護、心身の病気又は障害、多重債務、労働などの多様な問題を複合的に抱えることが少なくありません。

このような実情を踏まえて、生活困窮者支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等とも緊密に連携し、効果的かつ効率的な支援を行う必要があります。

【主な取組】

「第7章 生活困窮者自立支援計画」の取組により対応



第9章 計画の推進にあたって

1 計画推進に向けたそれぞれの役割

本計画の目指す地域福祉を推進する上で、市民、自治会、子ども会、老人クラブ、ボランティア団体、福祉サービス事業所、NPO法人、民生委員・児童委員、市社協、学校・PTA、行政等、計画に関わる全ての方が共通の認識をもつことが重要です。また、地域包括ケアシステムを効果的に構築するために各種協議会と連携し、ネットワークの強化を図ります。市は、庁内各関係部署と連携・協力し、広報紙、ホームページ等を通じて計画の内容について広く周知を図るとともに、地域福祉活動への関与、各種の学習機会等を通じて、地域福祉を推進する人材育成及び活動支援を推進します。更に、関連する個別計画の着実な実施に努めます。

市民一人一人は、地域や福祉に対する関心をもち、身近にできることから実践していくとともに、地域の様々な活動にも積極的に参加し、人と人とのつながりを強めていくことが期待されます。

ボランティア団体、福祉サービス事業所、自治会、福祉活動団体・組織等には、それぞれの専門等に基づく役割を果たしながら、互いに交流・連携して、市の地域福祉推進に寄与することが望まれます。

さらに、市の地域福祉活動の中で大きな役割を担う市社協の活動と連携し、その活動の充実を図るため、体制整備等の支援を行います。

上記の各活動主体は、今後一層の交流を通じてネットワークの強化を図り、連携して地域福祉の推進に当たります。

本計画に基づく行政施策の推進に当たっては、全庁的な体制の下、関連する個別計画における施策・事業の点検・評価を行い、適宜改善に努めます。また、アンケート調査等を基に市民の意向を把握し、改善や今後の計画策定に活かします。

本計画は、行政の取組みだけでなく、市民を始め、地域が協働・連携して推進していく性格が強いことから、日頃からそれぞれの地域の中で福祉課題について話し合い、市民が主体的に福祉課題に取り組み、改善していくことが期待されます。



2 計画の進行管理

本計画を総合的に推進するため、伊東市地域福祉計画推進委員会設置要綱（平成28年伊東市告示第238号）に基づき、第3次伊東市地域福祉計画に係る施策の評価及び進行管理に関することの検討を行い、施策への反映に努め、社会情勢の変化、国の施策等に柔軟に対応し、期間中の計画に対し、運用・改定できるものとします。

3 計画の評価

(1) 数値目標の設定

本計画の成果を把握・評価するため、目標指標に毎年行っている「市民満足度調査」の結果を用います。

(2) 目標指標

指標目標	指標名	現状値	目標値
地域内の助け合いなどの地域福祉の推進	満足度※	63.4%	65.0%

※ 「満足度」は「満足」・「おおむね満足」・「やや満足」と答えた人の割合





第3次伊東市地域福祉活動計画

【2019年度～2023年度】



2019年3月

伊東市社会福祉協議会

第 1 章 地域福祉活動計画の概要



1 計画の目的

伊東市社会福祉協議会（以下、伊東市社協という。）は、2008年3月に「互いに助け合い 支え合う まちづくりに向けて」を基本目標に第1次伊東市地域福祉活動計画を策定。2014年3月には「地域をつなぐ絆の再構築」を基本目標とした第2次伊東市地域福祉活動計画を策定し、地域福祉を推進すべく事業を行ってきました。

第2次伊東市地域福祉活動計画の策定から5年が経過する中、災害対策基本法、生活困窮者自立支援法、子どもの貧困対策推進法、成年後見制度利用促進法の施行、「地域包括ケアシステム」を構築するための介護保険制度の大幅な改正、障害者総合支援法の施行、障害者差別解消法の設立、子ども・子育て支援新制度の本格実施等、福祉に関する法令や支援制度も大きく変化してきました。

また、全国社会福祉協議会からは2015年3月に「全社協福祉ビジョン2011第2次行動方針」が出され、社会福祉協議会が今、取り組むべき重要課題として「地域における総合相談・生活支援体制の強化・確立」、「地域住民等の地域コミュニティへの参加環境づくり」、「福祉の職場の社会的評価の向上、福祉人材の確保・育成・定着の取り組み強化」、「大規模災害と防災への対応の強化」等が提示されています。

さらに、2016年7月、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、「地域共生社会」の実現が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけられており、福祉行政の目指す方向が明確になってきました。

このように、基盤となる法令や制度、体制の変革が進む中、地域における個別の課題に対しては、制度の枠組みの隙間を埋める包括的なアプローチが必要とされており、関係機関、福祉専門職との密な連携はもとより、さらにきめ細かな支援体制の構築には、住民相互の支え合いが不可欠です。

このたび、「第3次伊東市地域福祉活動計画（2019年度～2023年度）（以下、本計画という。）」策定にあたり、第2次伊東市地域福祉活動計画の理念を継続しつつ、伊東市をはじめ、住民や地域の諸団体と連携・協働しながら、誰もが安心して幸せに暮らせることを目指して、諸事業を推進していきます。



2 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住みなれた地域で、安心して自立した生活を送ることができる社会を実現するための取り組みのことをいいます。

近年人間関係の希薄化が進む中、行政等の公的サービスに頼るだけでなく、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域の人たちが主体的に考え、「助け合い」「支え合い」の関係・仕組みをつくることが求められています。

3 社会福祉協議会とは



社会福祉協議会(以下、「社協」という。)は、社会福祉法により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、すべての都道府県・市町村に設置されています。

地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、共同募金運動への協力等の全国的な取り組みから、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援といった地域の特性に応じた活動まで様々な活動を行っている非営利の民間組織です。

4 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」とは、伊東市社協が住民の皆さんをはじめ、地域で活動するボランティアや市内の福祉事業者等と共に、世代や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりへと発展させていくための実践計画です。

5 計画の位置づけ

本計画は、住民や各種団体との協働において、それぞれの主体的な活動をより具体的に進めるうえで、指針とするための「活動計画」として位置づけられており、役割と連携のあり方を明確にするものです。

また、伊東市で同時期に策定している「第3次伊東市地域福祉計画」と、相互の補完により計画を一体的に進めることで地域福祉の向上を図ります。

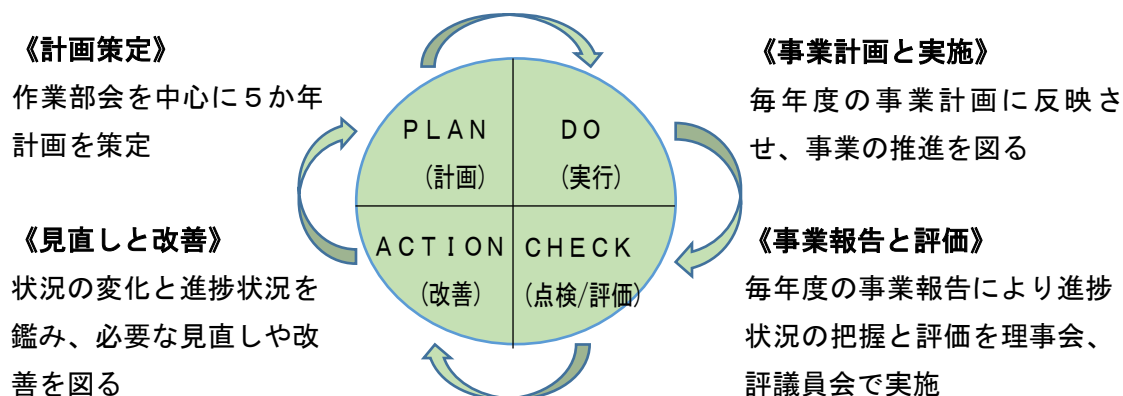


6 計画期間

本計画期間は、市の計画である「第3次伊東市地域福祉計画」と整合性をもって活動を推進していくため、2019年度～2023年度の5年間とします。また、計画の期間中においても、地域を取り巻く状況の変化等にあわせ、随時見直しを行います。

2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
第2次伊東市地域福祉活動計画					第3次伊東市地域福祉活動計画				
第2次伊東市地域福祉計画					第3次伊東市地域福祉計画				

7 計画の進行管理と評価



(1) PDCAサイクルによる進行管理

本計画を着実に推進し、成果をあげるため、PDCAサイクルの考え方にに基づき5年間の進行管理を行います。

(2) 内部検証と評価による推進

係長以上会議や係内の協議の場において、計画の取り組みや情報の共有、課題解決のための検討を行い、効果的な推進を図ります。

(3) 事業計画への反映及び理事、評議員への事業報告と評価

計画の内容は、毎年度の事業計画へ反映させ、着実な推進を図ります。また、取り組みの実績や成果等は、同じく毎年度の事業報告にまとめ、理事会や評議員会等の場において、評価を行います。

(4) 取り組み状況の公表

本計画の進捗状況や取り組みの内容は、社協だよりやホームページにより広く市民に公表します。



第2章 地域福祉の課題



1 第2次伊東市地域福祉活動計画の評価

第2次伊東市地域福祉活動計画では、「地域をつなぐ絆の再構築」を基本目標のもと3つの基本方針を定め、2014年度より目標の実現に向けて各事業を実施してきました。

ここでは、本計画策定に反映させることを目的として、第2次伊東市地域福祉活動計画の振り返りと評価を行います。

(1) 第2次伊東市地域福祉活動計画の体系

基本目標	基本方針	具体的施策（重点事業）
地域をつなぐ 絆の再構築	(1) 地域のつながりの構築	地域の福祉を推進する仕組みづくり
	(2) 民間福祉事業者と市民活動のつながりの構築	市民や事業者による新たな地域福祉における（協働）活動の推進
	(3) 市民の福祉力の構築	市民一人ひとりが参加する福祉のまちづくり

(2) 評価の方法

市民アンケート及び中高生アンケートを参考に、各担当者が評価シートを用いて事業等の実施状況と評価、課題抽出を行い、その取組みに対する達成度（5段階評価）と今後の方向性（拡充、継続、統合、縮減、廃止）を示します。

※評価の元となりますアンケート等は参考資料としてまとめておりますので、ご参照ください。

掲載ページ

第2次伊東市地域福祉活動計画評価表	<u>78ページ</u>
市民アンケート	<u>82ページ</u>
中高生アンケート	<u>89ページ</u>



(3) 評価

① 基本方策 地域のつながりの構築

具体的施策 地域の福祉を推進する仕組みづくり

地域の福祉を推進する仕組みと手法の確立を目的にモデル地区をつくり、5年間の計画の中で全地区に活動を拡充するための取り組みを行いました。

具体的施策	評 価
○地域住民のニーズの把握 ○地域福祉懇談会の実施	宇佐美地区、湯川地区、松原地区において地域福祉懇談会を開催し、地域におけるニーズ把握や課題等の抽出を行った結果、それぞれの地域における人間関係の希薄化や、見守り活動の必要性が確認できた。これを受け、各地区において地域住民の方々と協働し居場所を開設したが、当初の計画における全地区的な取り組みには至らなかった。
○社会福祉大会の開催 ○ふれあい広場の開催 ○シンポジウムの開催	地域福祉を推進するための各種シンポジウム（福祉の仕事についてのシンポジウム、ハッピーエンド介護、広がれ子ども食堂の輪、地域福祉シンポジウム）、社会福祉大会、ふれあい広場を実施、地域福祉に対する関心や意識の向上を図ったが、多様なニーズに応えるには、様々なテーマの懇談会の開催が必要である。
○ホームページの充実 ○広報活動の充実	ホームページや社協だよりを利用し地域福祉の情報発信を行ったものの、効果が限定的であった。今後は内容のリニューアルも含めて、より理解しやすい構成を考えていく必要がある。
○見守り活動の実施	担い手の育成及びニーズの発掘が進まず、活動が停滞した。今後はボランティアセンター等、他事業との連携による展開を含め、様々な機関と連絡調整しながら効果的な体制を整えていきたい。
○サロン活動の推進	伊東市社協の手がけた居場所は6か所にとどまったが、行政、地域包括支援センターの働きにより、40か所以上の居場所が開設されるなど展開が見られた。今後も高齢者、障がい者、子どもも含めた地域の居場所づくりを推進していきたい。



②基本方策 民間福祉事業者と市民活動のつながりの構築

具体的施策 市民や事業者による新たな地域福祉における（協働）活動の推進

地域の中で問題解決のノウハウの蓄積を進めると共に、人や拠点を有する社会福祉法人、NPO法人、民間福祉事業者や市民活動団体、ボランティア団体等と連携することにより、市民と共に支え合う（協働）活動を推進する取り組みを行いました。

具体的施策	評価
○関係機関・団体との連携	民生委員児童委員協議会、介護保険事業者連絡協議会、老人クラブ連合会、子ども子育て支援事業者連絡会、ボランティア協会、日本赤十字社静岡県支部伊東市地区の事務局を担い、手をつなぐ育成会、対島地域ふるさと協議会、介護家族の会の運営協力等、様々な団体と連携し定期的な話し合いや情報交換を行った。
○社会福祉法人・NPO法人との協働活動の推進	社会福祉法人連絡会を年に数回開催し、地域貢献事業をはじめ、情報共有を行った。社会福祉法人連絡会主催で地域福祉を担う人材の育成に関するパネルディスカッションを開催した。
○ボランティア連絡協議会の実施	2014年度から2018年度までに数回開催したものの、その後の展開には至っていない。 今後は、施設ボランティア、在宅ボランティア等、様々な分野のボランティアの意欲向上に資するよう、参加者の主体的な意見が活動につながるものにしたい。
○ボランティア団体助成	各団体のより良い活動につながるよう支援を行なったが、今後は新たに地域福祉を推進する団体等への助成も検討したい。



③ 基本方策 市民の福祉力の構築

具体的施策 市民一人ひとりが参加する福祉のまちづくり

地域や関係機関と連携し、地域全体で子どもから高齢者までを対象とした地域福祉教育（共育）を推進する取り組みを行いました。

具体的施策	評 価
○地域福祉教育の推進	学校での福祉教育への取り組みが進み、一定の成果（講師依頼数の増加等）があり、また、学校外の団体から車いす操作や、体験型の学習指導を求められるなどの展開が見られた。 また、独自事業として「視覚障がい者のための観光サポーター養成講座」等、観光面における福祉ニーズを満たすべく取り組んできた。今後はさらに多角的な福祉ニーズへの取り組みを進める必要がある。 中高生を対象とした福祉体験プログラムを実施。伊東に住む生徒自身が行政やバス会社、鉄道会社、地縁組織、商店等の協力を得ながら、福祉・観光・生活の面から見たまちづくりのあり方を再確認することができた。
○福祉教育連絡会の開催	市内の小中高の福祉担当教諭を対象に、2014年度に開催したものの、その後は実施されておらず、各校と個別に協議し、実践につなげてきた。 学校ではこれまで、「総合的な学習の時間」の枠で福祉教育を行ってきたが、近年この時間の削減に伴い、福祉分野に割ける時間が少なくなっている。 学生への福祉教育推進には担当教諭をはじめとした学校の協力が不可欠であり、事業の意義や成果の理解と、積極的な取り組みにつながるよう、連携を密にして進めていく必要がある。
○ボランティア相談 ○ボランティア登録制度の推進 ○ボランティアセンターの機能強化	登録数は微減している。潜在的なボランティアニーズの収集、広報が不足しているため需給調整に偏りが見られる。登録後の定期的かつ充実した活動が求められており、これを充足するために、今後、具体的な活動を見据えて各種ボランティアの育成を行うと共に、ボランティアをしたい人だけでなく、必要とする個人や施設、団体の職員に向けた各種研修・講座の充実を通し、双方向の継続した活動につなげたい。
○災害ボランティア	市内の減災を平常時の目的として、行政や自主防災会、障がい当事者団体と協働により連携を強化し、被災時の対策を進めてきた。 今後は、被災時におけるボランティア活動の効果的な展開を図るため、対策を具体化すると共に、訓練や研修の充実・実施を通して地域の防災・減災の力を蓄え、人材登録や育成につなげたい。 また、他地域での被災に際しては、必要な組織・団体と協働し、適切な情報提供をはじめとした災害ボランティア活動への支援を行っていきたい。



2 地域福祉を取り巻く課題

第2次伊東市地域福祉活動計画の評価から、4つの課題が浮き彫りになりました。

(1) 「地域社会との関係の希薄化」「地域社会への関心の低下」

単身世帯の増加やライフスタイルの変化の影響により、地域社会との関わりが希薄になっています。また、地域社会・地域課題を支える事への関心の低下についても、地域での助け合い活動を推進するうえで課題となっています。

(2) 「人材不足」

地域を支えていくためには、住民同士が支え合う地域活動が不可欠です。しかし、実際に活動に携わる方が高齢化しているうえに、地域活動の必要性が十分認識されないばかりか、個人の生活リズムを乱す煩わしいものと捉えられることもあり、主体的に関わろうとする方が不足しています。

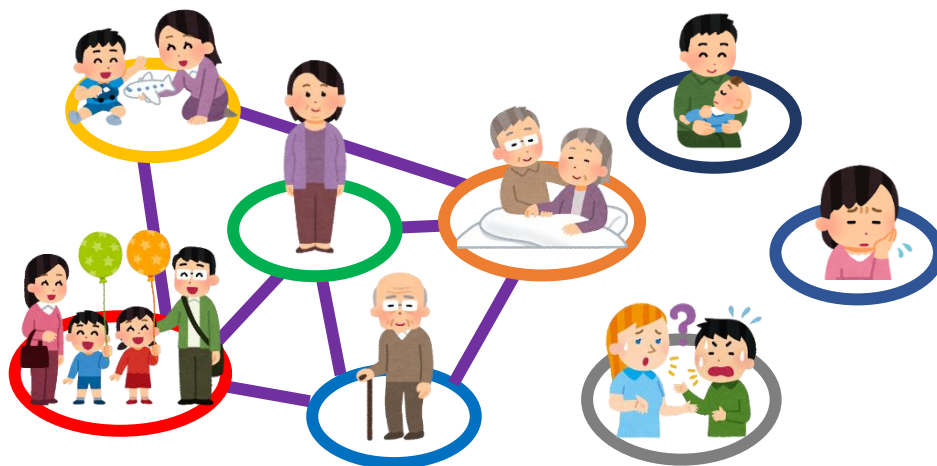
(3) 「連携不足」、「情報が不足」

地域住民と福祉、医療と福祉、法律関係等の様々な専門職や機関・団体が連携し、有機的につながる仕組みづくりが不足しています。

必要な情報（利用可能な制度等）を必要な人（高齢者・障がい者等）に届ける方法や、個人情報の効果的な活用等、情報共有のあり方も課題として挙げられます。

(4) 「支援体制が弱い」

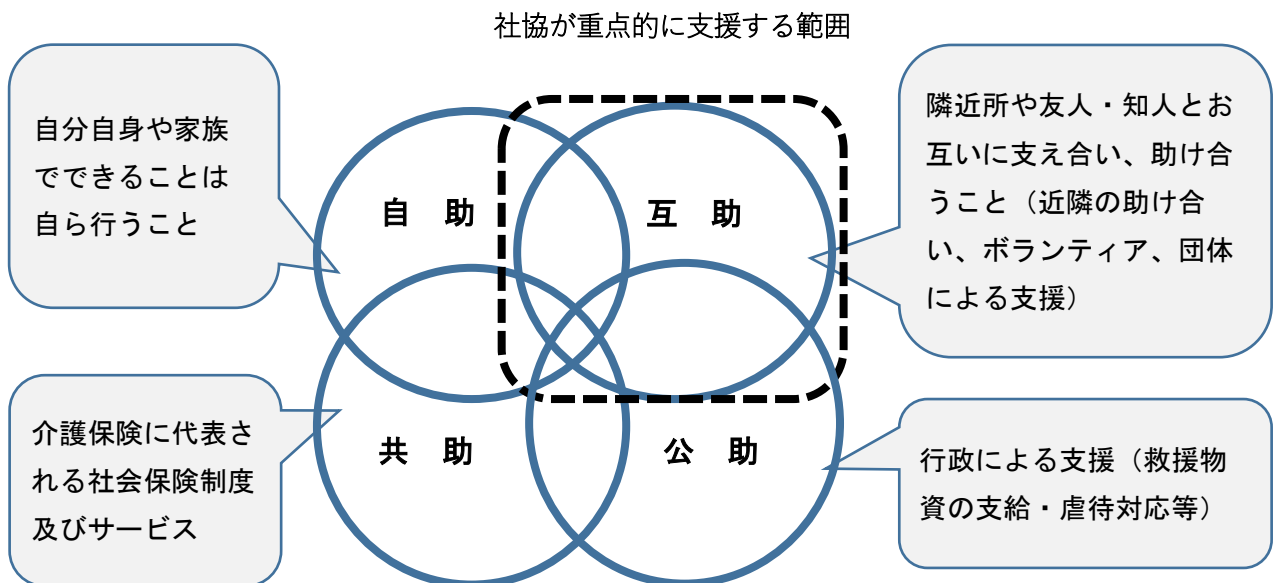
地域だけでは担いきれないほど複雑かつ専門的であったり、制度の狭間にあたりと、多様で複合的な課題を抱える世帯が増加しています。これらの複雑な課題に対しては、新たな資源の創出や支援体制の強化だけでなく、既存の仕組みにおいて運用を工夫し、他業種との連携を図るなど、取り組みの方向を再考する必要があります。また、災害発生時における支援体制の整備も課題になっています。



3 「自助」「共助」「公助」と「互助」について

これまでは、「自助」「共助」「公助」の3つの組み合わせによって地域を支えるという認識が一般的でした。しかし、地域での孤立が課題となる中、周囲の人々や友人、世代間を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」が見直されています。

「自助」「共助」「公助」に「互助」を加えた4つの支えが、相互に働きあうよう意識し、無理のない地域福祉活動に向けて共に取り組んでいくことが重要です。





第3章 計画の目標と方策



1 計画の基本理念

我が事・丸ごと 地域共生社会の構築



本計画は、伊東市の地域福祉計画に呼応して、高齢になっても障がいがあっても、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めていくための実践計画です。

「我が事・丸ごと地域共生社会の構築」を基本理念とし、地域全体で課題を共有し、住民、行政、関係機関との連携・協働により、その解決を目指して取り組んでいきます。その中で、地域住民の生活支援については、福祉の4つの助け（自助・互助・共助・公助）の視点から、課題解決のための望ましい主体を見極め、支援の仕組みを構築していきます。

2 計画の基本目標

1 住民参加による地域づくりの推進

同じ地域に住む住民同士が顔の見える関係をつくり、地域に向き合い、些細な変化に気づき、見守り、困ったときには互いに助け合うことができるように、住民参加による支え合いの地域づくりを進めます。

2 地域福祉活動を支える人づくりの推進

住民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持ち、地域が抱える課題の解決において自分の担える役割を認識できるよう普及・啓発を進めると共に、地域福祉に関する活動に主体的に参加するような人材づくりを進めます。

3 安心して暮らせるまちづくりの推進

高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、経済的な困窮者等、福祉的支援を必要とする方をはじめ、誰もが安心して暮らせるよう、いつでも相談ができ、適切な情報や福祉サービスを選択し、利用できる仕組みづくりを推進します。

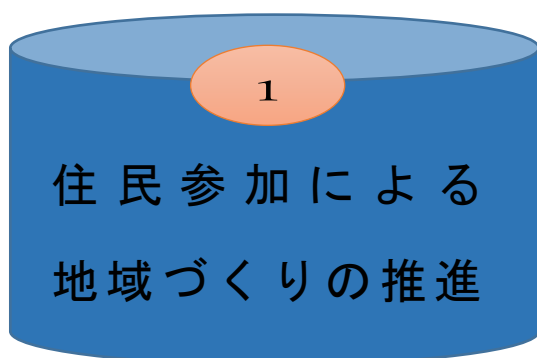


3 計画の体系

第3次伊東市地域福祉活動計画（伊東市社協）

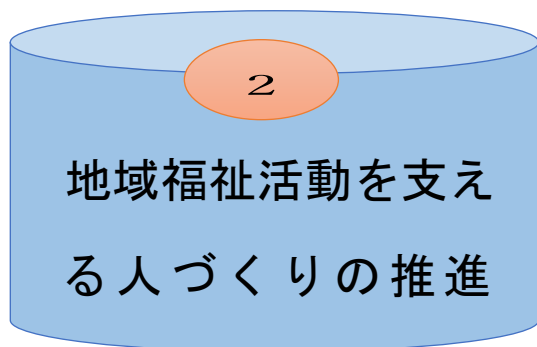
基本理念：我が事・丸ごと 地域共生社会の構築

〔基本目標〕

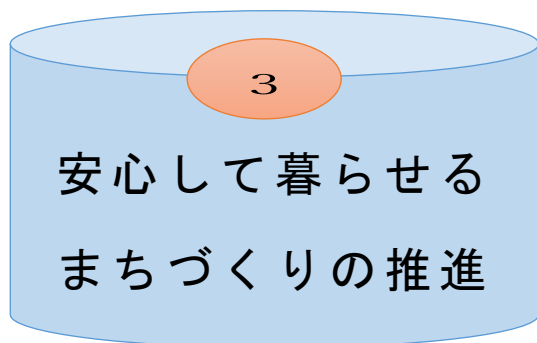


〔基本方策〕

- (1) 地域福祉を推進する組織づくり
- (2) 地域に根ざした居場所づくり
- (3) 社会福祉関係機関・団体と連携した地域づくり



- (1) 地域福祉の普及・啓発
- (2) 地域資源としてのボランティア・市民活動の推進
- (3) 福祉教育の推進



- (1) 総合的な相談体制の整備
- (2) 災害に強い体制づくり
- (3) 生活支援サービスの充実



連携

第3次伊東市地域福祉計画（伊東市）

基本理念： みんなが暮らすやさしさと
笑顔あふれる健康なまち

[方 策]

[重点施策]



地域福祉の輪を広げる
ネ ッ ト ワ ー ク

ふれあい、生きがい、
支え合いの地域づくり



地域福祉の担い手づくり



安心して生活できる
環 境 づ く り

地 域 に お け る
トータルケアの推進

住民が一体的に地域
課題を把握して解決
を試みる体制づくり

地域が一体となった
防 災 対 策 の 推 進



4 計画の概要

基本目標	基本方策	実 施 施 策
住民参加による地域づくりの推進	(1)地域福祉を推進する組織づくり	①地域福祉を推進する組織の設立
	(2)地域に根ざした居場所づくり	②居場所の立ち上げや活動支援の充実
		③子どもの居場所づくりの充実
	(3)社会福祉関係機関・団体等と連携した地域づくり	④社会福祉法人との連携
		⑤社会福祉施設等との連携
		⑥障がい者関係団体との連携
		⑦各種関係団体との連携
地域福祉活動を支える人づくりの推進	(1)地域福祉の普及・啓発	⑧社協だよりの充実
		⑨ホームページの更新・充実
		⑩ふれあい広場の開催
		⑪社会福祉大会の開催
		⑫シンポジウム・講演会の開催
	(2)地域資源としてのボランティア・市民活動の推進	⑬ボランティアセンター機能の充実・強化
		⑭他機関との連携強化
		⑮ボランティア・市民活動の担い手の育成
		⑯小地域福祉活動者（地域型ボランティア）の育成
	(3)福祉教育の推進	⑰学生への福祉教育
		⑱地域住民への福祉教育
		⑲専門職への福祉教育

基本目標	基本方策	実 施 施 策
安心して暮らせるまちづくりの推進	(1)総合的な相談体制の整備	⑳生活困窮者自立支援事業の充実
		㉑成年後見事業の充実
		㉒日常生活自立支援事業の充実
		㉓貸付事業の充実
		㉔地域包括支援センター事業の充実
		㉕福祉総合相談事業の充実
	(2)災害に強い体制づくり	㉖災害ボランティア研修会
		㉗災害ボランティアサポーター養成講座
		㉘災害時の関係機関の協力体制の構築
		㉙災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
	(3)生活支援サービスの充実	㉚生活支援コーディネート機能の充実強化





第4章 計画を推進する取組



1 住民参加による地域づくりの推進

1 - (1) 地域福祉を推進する組織づくり

地域福祉を推進する組織とは、地域福祉に関する問題や課題を住民が主体となって発見・協議し、解決のための方法を自らが考え、実践に結びつけると共に、必要に応じて伊東市社協をはじめ関係団体等と連携・協働し「地域住民誰もが住みやすいまちづくり」を目指す任意の組織です。

伊東市社協は地域福祉を推進する組織に対し、活動に必要な財政支援や情報提供、活動についての相談、助言、研修会の開催等、総合的に支援を行ないます。

また、一つの地区で解決・対応できない課題や各地区共通して抱える課題等については全市的な福祉課題として捉え、地域を推進する組織と連携、協働して問題解決に向け取り組みます。

具体的施策	取 組 内 容
① 地域福祉を推進する組織の設立	各地域において、地域住民や関係機関・団体、ボランティア等によって構成され、「福祉のまちづくり」を推進するための地域住民主体の組織を設置する。 ◎地域福祉を推進する組織設置にむけた検討・研究 ◎モデル地域の設立 ⇒ 各地域に設立

◆地域福祉を推進する組織の役割

○地域が抱える問題やニーズを把握し、その解決に向けて、様々な住民組織や活動団体を横につなぐコーディネーター役

町内会や子ども会、女性連盟、青年会等の様々な住民組織が、それぞれの目的にそって活動していますが、これらの住民組織が地域で抱える福祉課題や生活課題を地域コミュニティ全体の問題として捉え、協働することにより、効果的な解決を図ることができます。

○地域の様々な社会資源の発掘と育成をし、これらを活用する仕組みの開発と実行役

地域には、様々な知識や技術を持っている人、企業や学校、更には公共機関等、多種多様な社会資源が存在します。地域福祉を推進するうえで、これらの社会資源を掘り起こして地域活動へ誘うと共に、新たな社会資源を活用する仕組みを開発して実践する役割を担っています。

○福祉のまちづくりを推し進める原動力であり、推進役

高齢者や障がい者の自立を支える活動や、暮らしやすい生活環境を整えていくことは、要援護者だけでなく、地域社会の住民全てにとって住みよい生活環境づくりを意味しており、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進する原動力としての役割が期待されています。



1 - (2) 地域に根ざした居場所づくり

地域活動の活性化には、課題や目的を住民自らが見つけ、感じ、考え、形づくる必要があります。主体的な活動は、地域における交流の機会を拡げ、関わる人同士のつながりを生みます。地域全体のネットワークをより強固なものにし、このような活動を組織的に展開、継続するうえで、欠かすことのできない活動拠点確保のため、「活動・交流の場づくり及び拠点確保への支援」が大切なポイントになります。

具体的施策	取 組 内 容
②居場所の立ち上げや活動支援の充実	地域の誰もが利用者にも担い手にもなり得る、多世代が集まる居場所づくりを目指す。そのための人材発掘、立ち上げ支援と共に、運営支援者相互の情報交換の場づくりを行う。 また、既存の居場所が継続して活動できるように支援していく。 ◎居場所の立ち上げ支援 ◎居場所のネットワーク構築 ◎事業の周知・啓発
③子どもの居場所づくりの充実	子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所づくりを目的として、市内各所で子ども食堂の活動を展開する。 地域ぐるみで子どもを見守り、育てる活動を行うと共に、市内で子どもの居場所づくりを運営している団体の連携を図り、相互の交流と情報交換により活動を充実させ、“子どもは地域の宝”として、みんなで見守る地域づくりを目指す。 ◎子ども食堂の立ち上げ支援 ◎子ども食堂のネットワークの構築 ◎事業の周知・啓発



1 - (3) 社会福祉関係機関・団体等と連携した地域づくり

それぞれの社会福祉関係機関・団体等が協働することにより、その活動の幅が広がり、大きな成果が期待できます。多くの住民が関わり合う地域づくりや、地域の課題を発見・解決する力を高めるためにも、関係機関・専門職の協議の場づくりに積極的に関わり、地域福祉活動を推進します。

具体的施策	取 組 内 容
④社会福祉法人との連携	2016年3月に改正された社会福祉法の中で、社会福祉法人に対して「地域における公益的な取組」の実施を求める規定が新たに明記された。 これに伴い、市内の社会福祉法人が協力し合い、それぞれの専門性を発揮しながら、効果的に「地域における公益的な取組」を進めるため、プラットフォーム（土台）の役割を担う連絡会を設置し、取り組みの具体化を推進する。 ◎社会福祉法人連絡会の開催（年1回） ◎社会福祉法人研修会の開催（年1回）
⑤社会福祉施設等との連携	社会福祉施設・団体が地域活動に参画して地域住民と交流することを促進し、地域のニーズを把握すると共に、その専門性を活かした地域の課題解決への貢献につなげる。 ◎地域の会合や研修会等での施設の活用 ◎専門職等の知識や技術を地域で活用
⑥障がい者関係団体との連携	手をつなぐ育成会や身体障害者福祉会等、障がい福祉に関わる様々な団体と連携し、多様なサービスやインフォーマルな支援とのパイプ役を担うことにより、障がいがあっても安心して暮らせる環境整備に努める。
⑦各種関係団体との連携	民生委員児童委員協議会、子ども子育て支援事業者連絡会、介護保険事業者連絡協議会、老人クラブ連合会、ボランティア協会、日本赤十字社静岡県支部伊東市地区の事務局を担うと共に、手をつなぐ育成会、対島地域ふるさと協議会、介護家族の会等と連携し、各種会議・研修の支援を行い、団体が活動しやすい環境づくり等を進める。



2 地域福祉活動を支える人づくりの推進

2 - (1) 地域福祉の普及・啓発

福祉サービスの利用や福祉事業に対する市民の理解を深めると共に、「自分ができる地域活動」への参加を促進するため、これまでは、社協だよりやチラシの配布等、主に紙媒体により情報発信を行ってきました。しかし、情報収集の手段は多様化しているため、今後は情報を受け取る人の年代や行動、意識等の変化に配慮し、効果的な情報発信をしていく必要があります。

このことから、これまで同様に紙媒体での情報発信を継続しつつ、ホームページの充実や、SNS等の活用を通し、世代を超えて受け手の選択肢を増やすなど、効果的な情報の活用に努めます。

その他に、地域福祉に関わるイベント等を開催し、福祉についての理解と関心を高め、住民参加を図るための情報提供及び啓発活動を推進します。

具体的施策	取 組 内 容
⑧社協だよりの充実	市民のニーズに即した情報を提供し、地域福祉事業の理解を深めてもらうために社協だよりを発行する。 情報の見やすさを工夫し、関心を誘うコンテンツを提供することにより福祉への興味を促進し、社協活動への理解を深める。 ◎社協だよりの発行（年4回／9月・10月・12月・3月）
⑨ホームページの更新・充実	社会活動、ボランティア情報等をいつでも的確に入手できるようなホームページをはじめとした情報提供を行う。 SNS等の活用により災害発生時の情報発信等、即時性を確保し、幅広い多くの人への情報発信につなげる。 ◎ホームページの適時更新・アクセス把握・分析
⑩ふれあい広場の開催	障がいの有無や世代を問わず、地域で暮らす人々の交流を図り、福祉への関心と理解を深めることにより、共に活動し社会に参画する意識を高める。 ◎ふれあい広場の開催（年1回）
⑪社会福祉大会の開催	永年にわたり社会福祉に貢献された方や団体・機関への表彰・感謝を伝える表彰式典と講演会等を併せて行うことにより、支え合いの地域づくりに向けた意識啓発を図る。 ◎社会福祉大会の開催（年1回）
⑫シンポジウム・講演会の開催	地域住民がお互いに支え合い、助け合いながら「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり（＝地域福祉推進）」を実現するために“必要なこと”を共に考え、日ごろの支え合い活動につなげてもらうことを目的に、シンポジウム・講演会を開催する。



2 - (2) 地域資源としてのボランティア・市民活動の推進

地域生活課題や福祉のニーズが多様化・複雑化している一方で、地域を支える担い手は不足しています。多様な担い手を育むためには、地域課題を「我が事」として捉えるための機会を提供し、無関心層への訴求や潜在的な地域力の発掘、活動の理解につなげる必要があります。

また、既に活動されている方が、より充実した活動を展開できるよう情報発信や講座の開催、ボランティアに参加する機会の提供の充実に努めると共に、これまで支え手と受け手の関係になりがちであったボランティア・市民活動を、お互いが支え合う体制づくりへと変換していく必要があります。

地域住民が主体の相互に支え合うまちづくりを推進する中で、困難な課題に対しては、地域にいる専門職や行政等と連携を図りながら支援に取り組めます。

具体的施策	取組内容
⑬ボランティアセンター機能の充実・強化	相談・紹介・斡旋機能の充実を図る。そのためには、活動を十分把握し、ボランティアを必要とする人との懸け橋となるため、ホームページや広報誌で紹介する。
	情報の収集と発信、講座や研修の実施により、ボランティアの主体的かつ継続的な活動を促進する。
	ボランティア・市民活動のニーズをよりの確に把握し活動につなげられるよう、研修会等への積極的な参加によりコーディネーターの資質向上を図る。
⑭他機関との連携強化	幅広い分野での活動紹介や相談に対応できるよう、関係機関との定期的な情報交換（年1回）を実施し、ボランティア・市民活動の充実を図ると共に、相互の事業協力や後援・共催による支援を行う。
⑮ボランティア・市民活動の担い手の育成	社会問題や地域課題を「我が事」として共有し、主体的に解決へ取り組むボランティア・市民活動を推進するため、担い手の育成を行う。 ◎地域課題や市民ニーズに応じたテーマでの研修の企画・実施 ◎受講者の地域活動支援 ◎専門知識や技術を習得できる研修・講習会の実施 ◎施設や医療機関の職員を対象としたボランティアコーディネーター養成研修の企画・実施等
⑯小地域福祉活動者（地域型ボランティア）の育成	各地区の活動者に対し、ニーズに応じた研修を開催し、効果的な人材育成・発掘を行う。 ◎地域のニーズに応じた研修企画・実施 ◎事例発表や討議形式の研修企画・実施



2 - (3) 福祉教育の推進

住民が主体となって地域福祉の推進を行うためには、子どもから高齢者まで、世代を超えた福祉教育の充実を図り、理解者を増やすことが大切です。また、福祉教育により得た経験を生活の一部として行動に移せるよう、環境づくりをする必要があります。

今後は地域包括ケアシステムの構築等、福祉施策の動向により、これまで以上に地域福祉を基盤とした福祉教育の重要性が高まります。

また将来にわたり継続的に福祉の推進を図るためには、学校や社会福祉施設と地域福祉活動の連携を強めていくことが重要です。伊東市社協では地域支援やボランティア活動等のコーディネート機能を発揮し地域関係機関・団体との協働による地域福祉活動を通じた福祉教育を進めていきます。

具体的施策	取 組 内 容
⑰学 生 へ の 福 祉 教 育	早い段階から福祉教育を育むため、各学校等において、児童・生徒を対象に福祉教育の機会を提供できるように働きかける。 ◎街づくりプロジェクトの推進 ◎体験ボランティア事業のプログラムの充実 ◎障がいや老い等に対する理解の促進 ◎教職員との福祉教育連絡会の実施
⑱地域住民への福祉教育	広く住民を対象とした地域福祉教育を行うため、各種講座を実施すると共に、講座の活用を地域や事業者に対して働きかける。また、講座等で得た知識や経験を行動に移すことができるよう環境づくりに努める。 ◎地域福祉講座等の実施 ◎シニア対象の地域福祉講座の実施 ◎心のバリアフリー講座の実施
⑲専 門 職 へ の 福 祉 教 育	専門職として、地域住民や利用者に支援を行っていくためには、コミュニティソーシャルワークについての専門的な知識・技術と共に、人権意識や職業倫理が必要となる。そのため、専門職を対象とした研修を開催すると共に、地域ケア会議への参加により、地域の医療・保健・福祉関係者等関係機関の地域福祉や小地域福祉活動に関する理解を促進する。



3 安心して暮らせるまちづくりの推進

3 - (1) 総合的な相談体制の整備

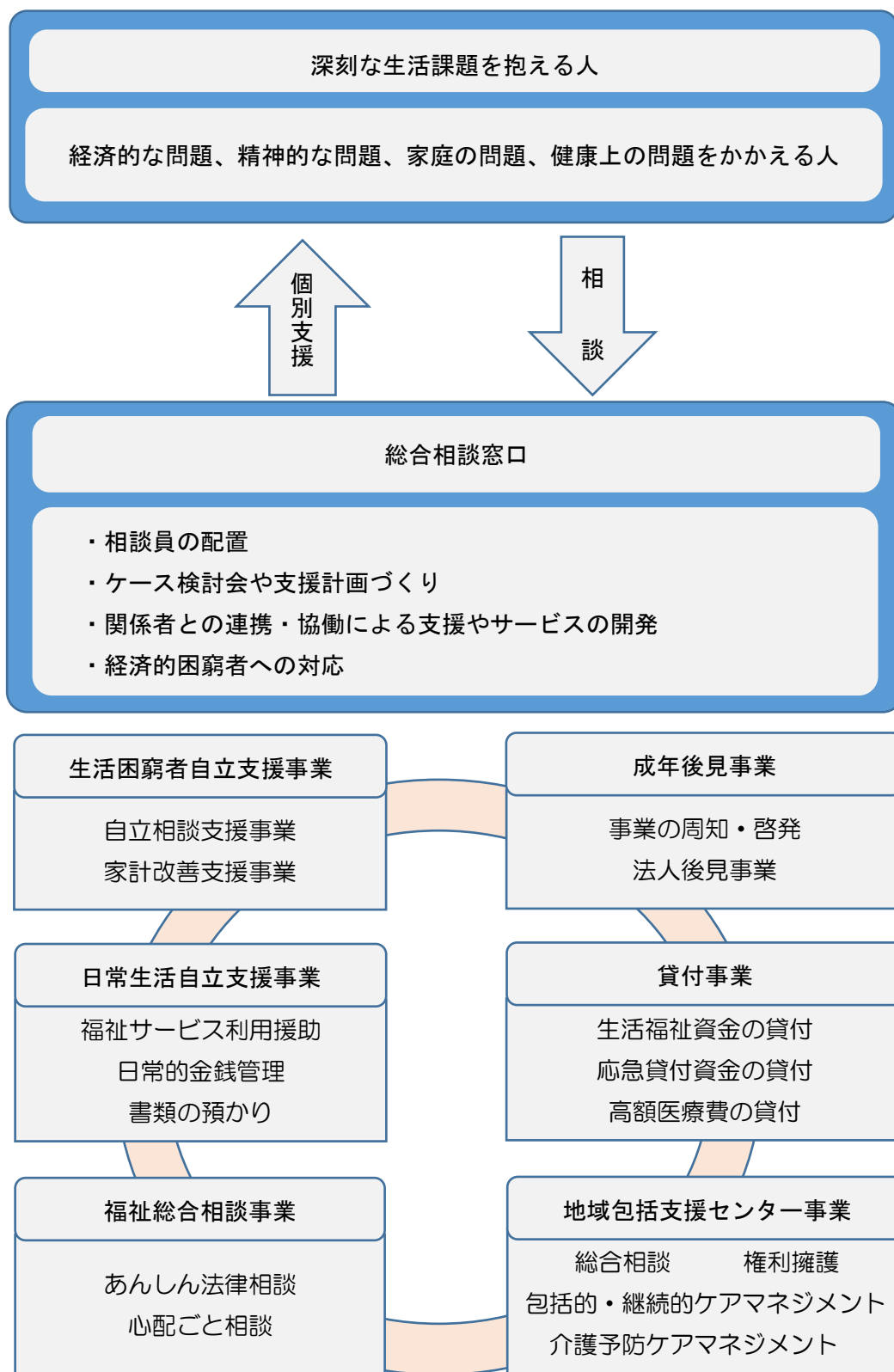
地域福祉活動推進に向けて、様々な媒体や機会を活用し、相談窓口の情報を広めることで、困った時に相談できる場を周知すると共に、市域の関係機関との連携を強化し、地域における相談窓口の体制を充実させます。

また、地域住民による見守り活動等から把握されたニーズや情報が、相談内容に応じて円滑に支援機関につながり、各相談窓口の連携のもと包括的な対応ができる仕組みづくりを進めます。

具体的施策	取 組 内 容
②⑩生活困窮者自立支援事業の充実	生活に困窮し、最低限度の生活の維持が困難になる恐れのある方を早期に発見し、状況に応じた就労支援、生活支援等を行うことで生活の立て直しを図り、早期の自立を促進する。
②⑪成年後見事業の充実	成年後見制度の利用を必要とする方が、利用しやすい制度となるように、伊東市社協が受け皿となり、関係機関や団体とのネットワークを活用し、後見業務のノウハウの蓄積や専門性を高め、相談援助等の提供に取り組む。
②⑫日常生活自立支援事業の充実	高齢や障がいにより、日常生活に不安のある方が地域で安心して生活できるように、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類の預かり・保管等の支援を通し、利用者の権利擁護を図ることを目的として取り組む。
②⑬貸付事業の充実	生活困窮者に対し貸付を実施し、自立した生活を支援する。
②⑭地域包括支援センター事業の充実	地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核を担う機関で、身近な相談窓口として機能の充実を図ると共に、地域や関係機関との連携を強化し、ネットワークを活かした取り組みに努める。
②⑮福祉総合相談事業の充実	地域住民の日常生活における様々な問題やニーズに対し、助言指導や専門機関への紹介を行い、地域住民の生活不安等に寄り添い、問題解決に努める。



【 総合相談窓口のイメージ 】



3 - (2) 災害に強い体制づくり

①防災・減災意識向上のための講座等の実施

防災・減災に関わる講座や訓練を開催し、身に付けた知識や経験を災害時にも活かせるように、学びの機会を提供します。

災害は、平常時からの備えが重要であると共に、災害時には緊急的な対応と支援が求められます。とりわけ高齢者や障がい者、子育て世帯等、災害時に特に支援が必要となる方たちについては、地域全体で見守り、支援していく必要があります。

要支援者と支援者が交流し顔の見える関係を築ける仕掛けや、より実践的な支援につながる体験的な内容を取り入れた学びの機会を受講生に提供することで、地域における自主的な支援活動を促進し、市内の防災力をさらに高めることにつなげていきます。

具体的施策	取 組 内 容
②⑥災害ボランティア研修会	災害ボランティアのために研修会を開催し、災害ボランティアの資質向上を図る。 ◎災害ボランティア研修会の開催（年1回）
②⑦災害ボランティアサポーター養成講座	大規模災害が発生した際に備え、平常時には地域防災を推進し、災害発生時には災害ボランティアセンターの運営に携わるサポーターを養成する。災害時のボランティア活動を支援する体制づくりと、平常時からの災害に備えた地域の防災力向上へとつなげる。 ◎災害ボランティアサポーター養成講座の開催（年1回）



②災害時の協力体制の構築

災害が発生してから日常を取り戻すまで、高齢者や障がい者、子育て世帯等、より手厚い支援を必要とする方のニーズに対応できるように、行政をはじめ関係機関との連携を構築すると共に、支援者として活動できる市民の育成を行います。

具体的には、災害に関する講座や勉強会等を実施し、災害時の支援者の増加と協力体制構築を図ります。また、高齢者や障がい者の当事者団体や支援団体、自主防災会等が主体的に行っている会議に参加し、平常時の対策を進めます。

具体的な施策	取 組 内 容
⑳災害時の関係機関の協力体制の構築	高齢者や障がい者、子育て世帯等をはじめ災害時に支援が必要な方に対応するため、行政をはじめ関係機関との連携強化を図り、協力体制を構築する。

③災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営の準備

高齢者や障がい者等の災害時要支援者に対する支援をはじめ、実際に災害が起きたときのニーズを想定しながら、災害ボランティアセンターの立ち上げや災害ボランティアへの対応に関する訓練を実施します。

多くの市民や関係機関が参加する総合防災訓練やより広域的な地域で行う訓練を通して、市民防災・減災意識の向上と関係機関との連携を強化すると共に、訓練により明らかになった課題については、災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルに反映し、いざという時の円滑な災害ボランティアセンターの立ち上げや運営に活かしていきます。

具体的な施策	取 組 内 容
㉑災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施	大規模災害発生時に備え、災害ボランティアセンターの迅速な立ち上げと、円滑な運営につながるよう、訓練をととして平常時から関係機関との連携や市民の協力体制を強化していく。 ◎社協職員を対象とする災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施する。(年1回) ◎ボランティアを対象とする災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施する。(年1回)



3 - (3) 生活支援サービスの充実

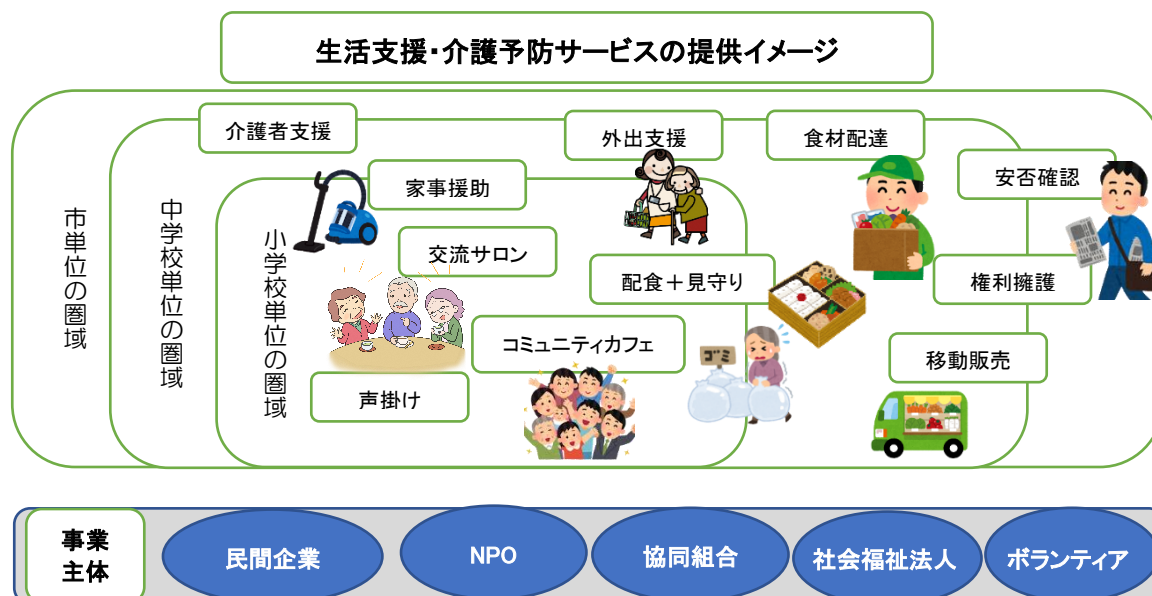
地域包括ケアを推進するためには、住民の支え合い活動への理解促進が必要とされます。

伊東市では『生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）』が、地域の実態をつかむと共に、地域のニーズを拾いながら、不足する資源の開発に注力します。それに伴い、『協議体（助け合い会議）』による情報交換・協議・検討を重ねながら地域資源の把握、発掘、創出及び資源間のネットワークを広げていくことが事業の中心となります。

具体的施策	取 組 内 容
⑩生活支援コーディネーター機能の充実強化	生活支援コーディネーター・協議体との連携により、介護予防・生活支援サービスの体制整備を図り、地域の実情に合った地域の支え合いづくりにつなげる。 ◎介護予防事業との連携 ◎介護予防・生活支援サービス事業との連携 ◎生活支援コーディネーターの配置 ◎社会資源の把握及び、発掘・創出

様々な団体・個人による生活支援・介護予防サービスの提供

- 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援
- ➡ ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の展開
・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置支援



バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化（コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等）



第5章 社協としての重点的な取組



1 社協職員行動原則 『社協職員行動原則-私たちがめざす職員像』(2011)全国社会福祉協議会

社会福祉協議会は、その法定化以来、住民主体による地域福祉の推進をめざし、制度だけでは対応しづらい様々な福祉問題に対して福祉サービスや相談援助等の個別支援と地域における協働による解決を重視して、住民が主人公となる社会福祉のあり方を追求してきました。私たちは、これまで築き上げてきた社協職員としての価値観や使命感を「社協職員行動原則」として共有し、誇りをもって行動します。

【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

【福祉コミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心を持ち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行うことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめチャレンジ精神をもって業務を遂行します。

【法令遵守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりを進めます。



地域福祉活動計画 参考資料



1 第2次伊東市地域福祉活動計画評価表

評価方法について	それぞれの具体的施策について評価シートを用い、各担当者が事業等の実施状況と評価、課題抽出を行うと共に、その取組みに対する達成度と今後の方向性を示します。
事業の達成度	5⇒目標が大幅に上回り実施できた 4⇒目標を上回り実施できた 3⇒目標どおり実施できた 2⇒目標に到達できなかった 1⇒全く実施できなかった
事業の方向性	拡充⇒事業をより一層充実する 継続⇒事業を引き続き実施する 統合⇒複数の事業を整理統合する 縮減⇒事業の見直し縮減する 廃止⇒事前の目的が達成されたため廃止又は休止する

基本目標：地域をつなぐ絆の再構築

基本方策1：地域のつながりの構築

具体的施策	評価	方向性	主な成果と課題と展開
地域住民のニーズの把握	2	拡充	成果 平成30年度に市民向け及び学生向けアンケートを実施。 ボランティアニーズ調査を実施。 課題 地域住民の正確なニーズ把握。 展開 地域住民の正確なニーズを把握するために定期的にアンケートの実施や地域における話し合いの場を構築する。
広報活動の充実	2	継続	成果 年間4回（9・10・12・3月）の社協だよりを広報いとうに折り込み、全戸配布（29,800戸）し広報啓発を図った。 課題 社協の行っている活動や組織自体の知名度が低いいため、他の媒体でも広報が必要。 展開 ボランティア情報等、市民に向けた情報発信の充実を図る。 募金活動に協力いただいた企業や組織への感謝をこめ、社協だよりに掲載する。
ホームページの充実	2	継続	成果 最低限の情報発信を行った。 課題 提供した情報が少なかった。 展開 今後はボランティア情報や助成金情報を充実させレイアウトの変更を考える。
社会福祉大会の開催	3	継続	成果 福祉功労者への表彰・慰労と共に講演会等を実施し、福祉理解の促進がなされた。（年1回開催） 地域福祉に尽力された方々の表彰、市民の積極的な地域福祉活動の参加と理解が得られた。 課題 地域福祉活動に興味のない層へのアプローチが必要。 展開 今後も市民に向けた活動を行う。



具体的施策	評価	方向性	主な成果と課題と展開
ふれあい広場の開催	3	継続	成果 年々、参加団体の地域福祉に対する意識の向上が見られ、ブース展開に工夫が出てきた。 課題 スペースの確保等。 新規団体の参加受け入れについて。 展開 早期に実行委員会で受入れの可否を審査できる体制づくり。
シンポジウムの開催	3	拡充	成果 福祉の仕事についてのシンポジウム (平成 28 年 3 月 25 日 健康福祉センター 35 名) 福祉講演会<ハッピーエンド介護> (平成 29 年 9 月 10 日 健康福祉センター 150 名) 地域福祉講演会「広がれ子ども食堂の輪」 (平成 30 年 2 月 1 日 健康福祉センター 100 名) 課題 地域包括ケアの構築のため地域住民の福祉意識向上のための内容が必要。 展開 福祉課題が多種多様になっているため、地域の課題を調査、研究しながら内容等を検討する。
地域福祉懇談会の実施	2	拡充	成果 平成 27 年度 宇佐美地区地域づくり検討会開催。 (地域の見守り/居場所づくり等) 吉田地区・HAC 居場所づくり検討会参加。 平成 28 年度 湯川地区地域づくり検討会の開催。 (地域の見守り・居場所づくり等) 平成 29 年度 湯川地区・松原地区地域づくり検討会の開催。 (地域の見守り・居場所づくり等) 課題 市内全域におけるニーズ把握等が必要。 展開 市内全域での懇談会等を企画する。
見守り活動の実施	2	拡充	成果 社協では高齢者見守りネットワーク事業において見守り隊を組織し伊東・中央地域包括支援センター圏域において事業を展開。 平成 29 年度から平成 30 年度までは実績なし。 地域を限定したモデル事業からの展開が出来ず、担い手の育成、利用者の拡充が停滞した。 課題 総合事業対象者及び要支援者に対しては、生活支援サービス B として対象者の見守りを実施しているが、制度対象者以外の人への見守り体制の整備は必須である。 展開 様々な機関と連携し、見守り体制を整える。
サロン活動の推進	3	継続	成果 平成 27 年度 宇佐美城宿の居場所「ほのぼのサロン」開設。 平成 28 年度 松原区の居場所「サロンまつばら」開設。 平成 29 年度 湯川区の居場所「ふらっとゆかわ」開設。 丸山町の居場所「丸山町の居場所」開設協力。 認知症カフェ「認知症かふえ C o C o」開設。 平成 30 年度 岡の居場所「本郷のきずな」開設協力。 平成 26～30 年度「しゃべり場なごみ」の運営。 課題 多世代交流ができるプログラム等が必要。 展開 市内全域に居場所の展開(高齢者から子供まで)を進める。



基本方策２：民間福祉事業者と市民活動のつながりの構築

具体的施策	評価	方向性	主な成果と課題と展開
関係機関・団体との連携	2	拡充	成果（事務局） 伊東市民生委員児童委員協議会 伊東市介護保険事業者連絡協議会 伊東市老人クラブ連合会 伊東市子ども子育て支援事業者連絡会 日本赤十字社静岡県支部伊東市地区 （協力） 伊東市手をつなぐ育成会 対島地域ふるさと協議会 伊東市介護家族の会 課題 関係機関・団体との連携のためのネットワークの構築。 展開 地域包括ケアシステム構築のため関係機関との連携を深め、地域丸ごと共生社会の実現のため関係機関の方が連携できる場をつくる。
社会福祉法人・NPO法人との協働活動の推進	2	継続	成果 関係機関と情報共有が出来た。 課題 各関係機関の課題の解決が出来ていない。 展開 地域における公益的な取組の検討。
ボランティア連絡協議会の実施	2	継続	成果 初期に数回の開催をしたものの、展開を見せず。 平成 29～30 年度実績なし。 課題 定期的にボランティア団体が課題等を検討する場を提供。 展開 登録制度と統合し、活動の拡充を検討。 ボランティアに関する施設等との連携強化。 ニーズ調査等を実施する。
ボランティア団体助成事業	3	継続	成果 助成により、より良い活動が行われた。 課題 助成される団体が、固定されている。 展開 今後も継続する。

基本方策３：市民の福祉力の構築

具体的施策	評価	方向性	主な成果と課題と展開
地域福祉教育の推進	3	継続	成果 学校での福祉教育には一定の成果（依頼数の増加等）があり地域組織からも車椅子操作に関する指導を求められるなどの展開がみられる。 課題 学校での必須科目が増える中、福祉教育に活用してきた総合的な学習の時間が減少している。 展開 継続的に必要性を訴え、別教科での取り組みも検討する。
福祉教育連絡会の推進	2	拡充	成果 数回実施したが現在停止している。 課題 先生方が多忙なため、開催を企画しても人が集まりづらい傾向にある。 展開 教育委員会と共に再開を検討し、併せて福祉教育のメニュー作成を進める。 福祉教育には先生の理解や、意欲によって、大きく差がでるため、先生方に意義や成果等を説明する機会を設け、先生自身が自主的に取り組めるように支援していく必要がある。



具体的施策	評価	方向性	主な成果と課題と展開
ボランティア相談	3	継続	成果 個別の相談に関しては実施。 平成 29 年度マッチング件数 19 件 平成 30 年度マッチング件数 15 件（9 月末まで） 課題 選択肢の提示に課題がある。 手持ちの情報不足に加え、今ある資源を活用できていない。 展開 登録者に対しボランティア同士の活動等、様々な提案をおこなう。 情報提供を強化する。
ボランティア登録制度の推進	3	拡充	成果 季節行事等、施設での定期的な活動へ紹介を実施。 平成 27 年度 47 団体 1,010 人 平成 28 年度 41 団体 946 人 平成 29 年度 49 団体 921 人 平成 30 年度 49 団体 886 人（9 月末） 課題 登録者の活用ができていない。 ニーズ収集・広報が不足しているため、需給調整に偏りが見られる。 展開 ボランティアセンター及び保険加入者の微減。 専門的あるいはレクリエーションを得意とするボランティア募集等を行う。 ボランティアセンター及び保険加入の促進を行う。
ボランティアセンター機能強化	2	拡充	成果 視覚障がい者のための観光ボランティア養成講座等を開催。 地縁団体への車椅子体験等、個別依頼に対応。 限定的ではあるが、視覚障がい者の観光ガイドへのニーズ対応が可能。 平成 29 年度、ボランティア団体、個人の登録更新とニーズ調査を実施。 課題 情報発信が圧倒的に不足しているだけでなく、ニーズ把握、潜在的なボランティアの発掘ができていない。 ボランティアセンターの周知及びマッチングの強化。 展開 ニーズ調査とアンケートの実施、センターの広報と周知、潜在的なボランティアの発掘、ボランティア募集、講座の開催、ホームページの充実を行う。
災害ボランティア育成支援	2	拡充	成果 スキルアップを含め数回実施。 課題 災害ボランティア育成に関しては現在停止している。 行政との連携がストップしており、役割分担が不明瞭。 展開 行政を含めた各種団体・個人の事前登録と連携強化、講座開催・オリエンテーションの実施による災害ボランティアの育成や防災意識の向上を図る。
児童ボランティアの育成	2	継続	成果 ファミリー・サポート・センター支援会員がボランティアとして小学校の託児ボランティアを実施。 課題 小学校より託児ボランティアのニーズがあるため、児童ボランティアの担い手育成を行う必要がある。 展開 児童ボランティアの担い手を増やすため、ファミリー・サポート・センターと連携しながら進めていく。



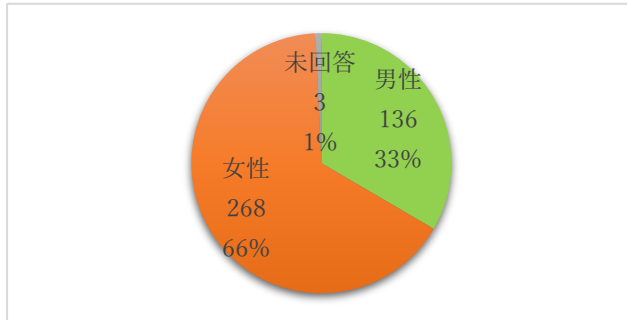
資料編

1 市民アンケート及び中高生アンケート

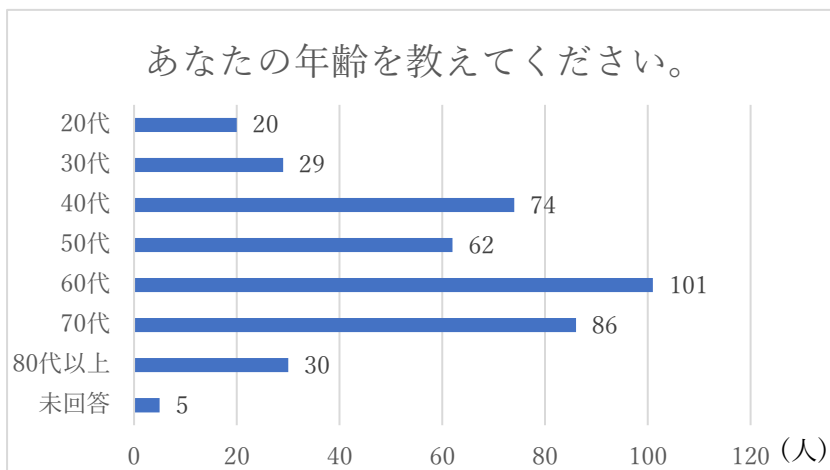
(1) 市民アンケート

調査対象	市内で活動する団体及び福祉関係者
配付数／回収数	500人 / 407人

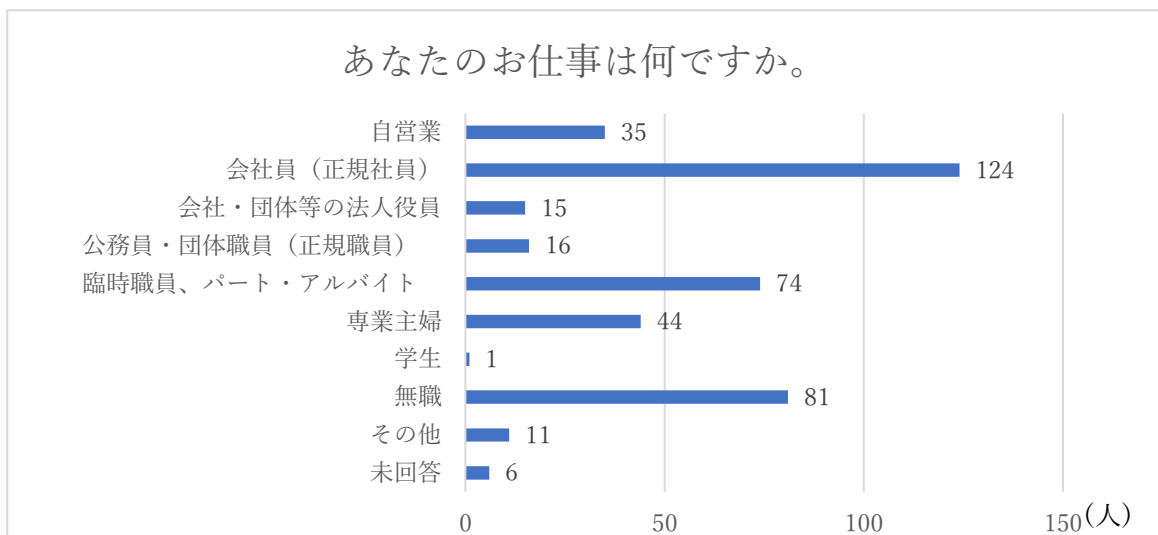
問1 <性別>



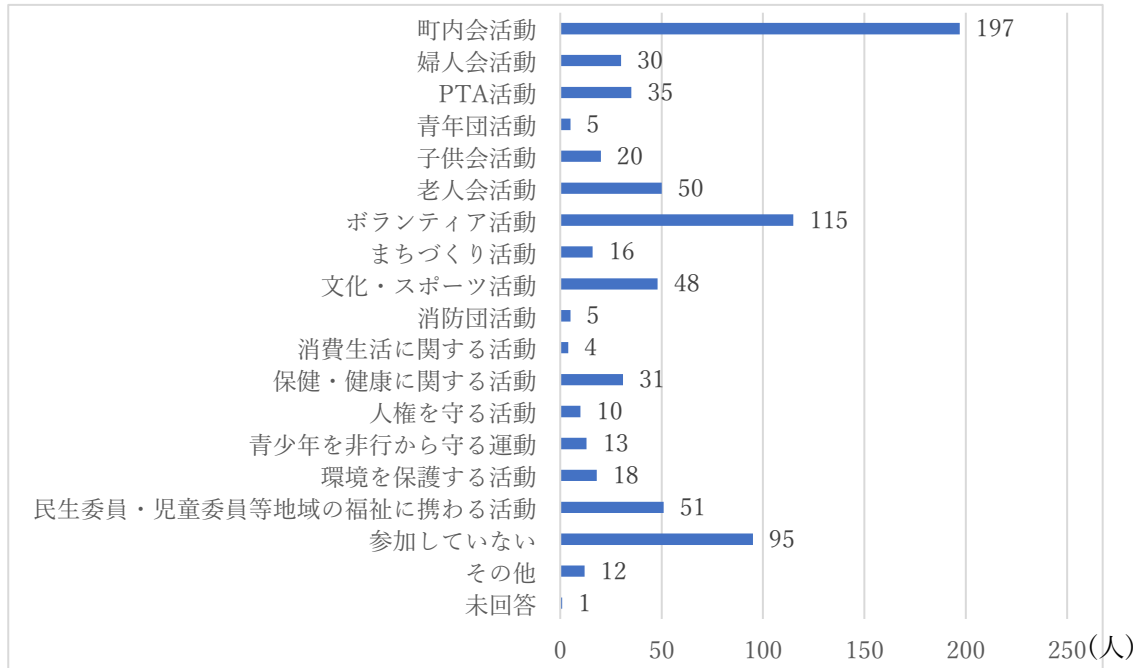
<年代>



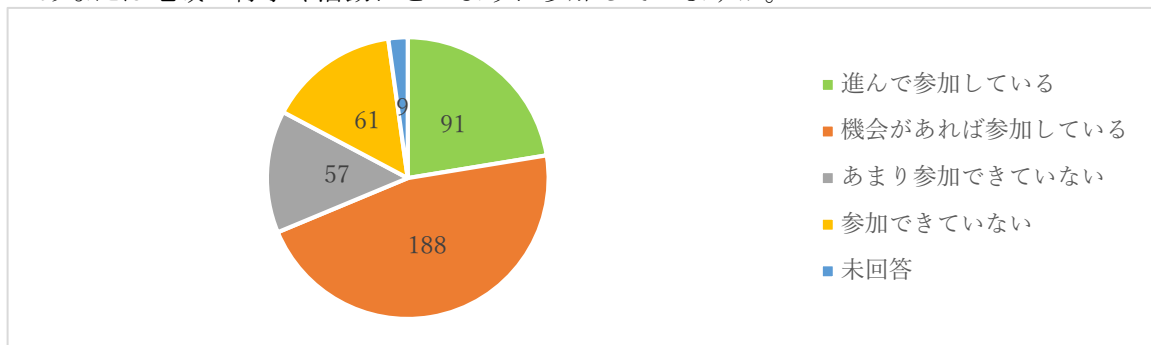
<職業>



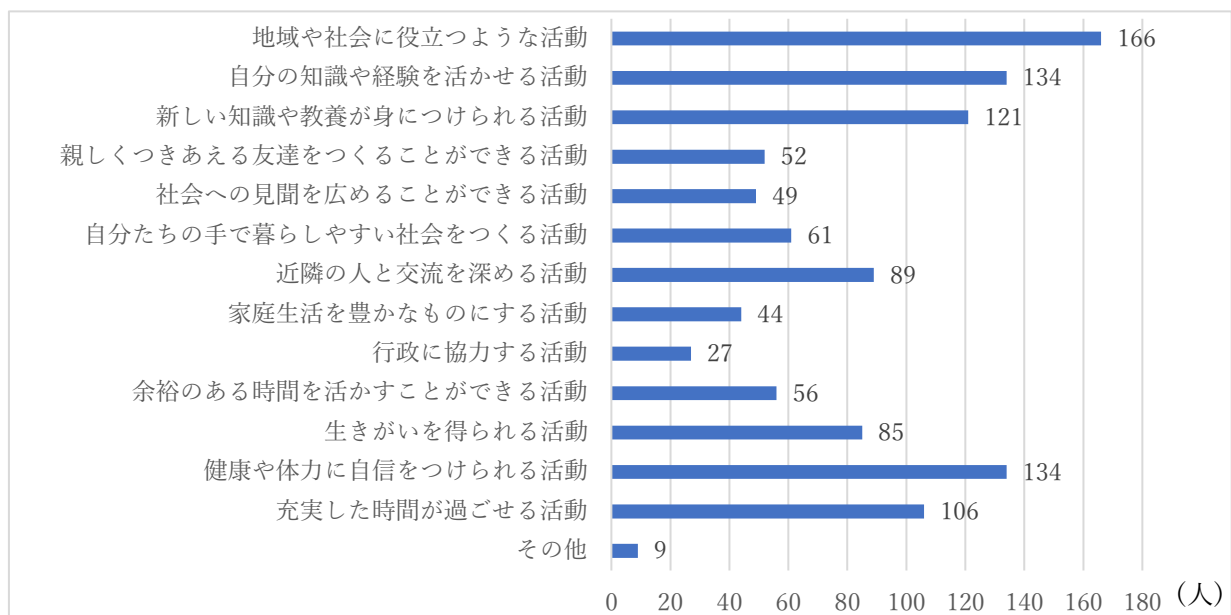
問4 あなたはどのような地域活動や学習、教養活動に参加していますか。



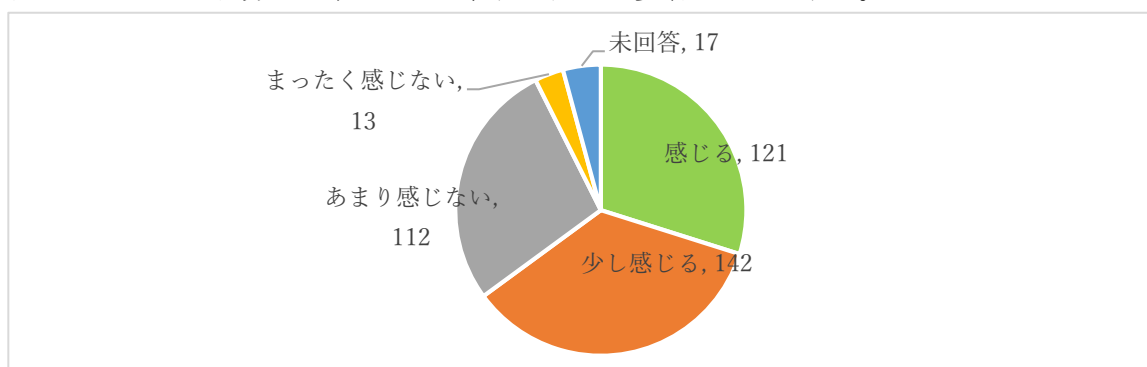
問5 あなたは地域の行事や活動にどのように参加していますか。



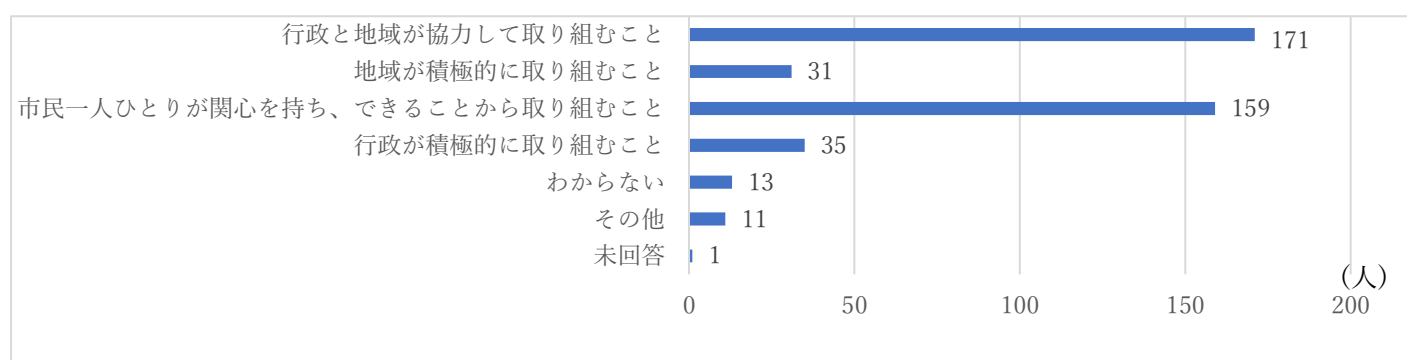
問6 あなたが実際に活動されるとすれば、どのような地域活動や学習・教養活動に参加したいと思いますか。



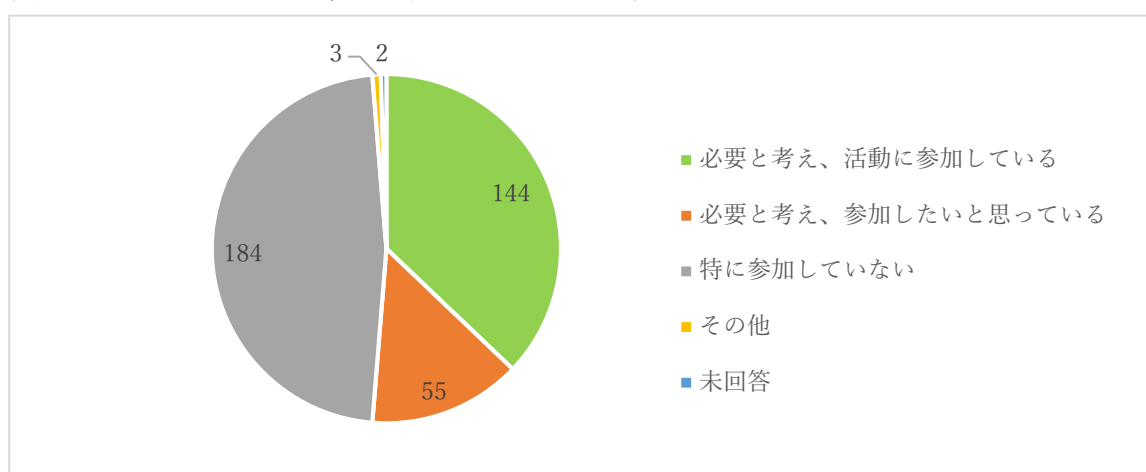
問7 あなたはご自分の地域について、何か誇りや愛着を感じますか。



問8 地域福祉を進めるために、必要だと思われるものは何ですか。

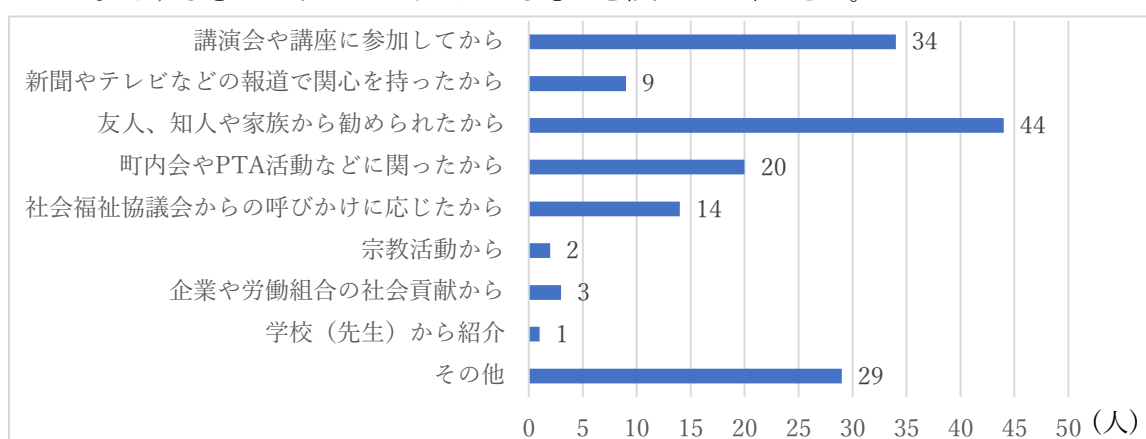


問9 あなたはボランティア活動に参加していますか？

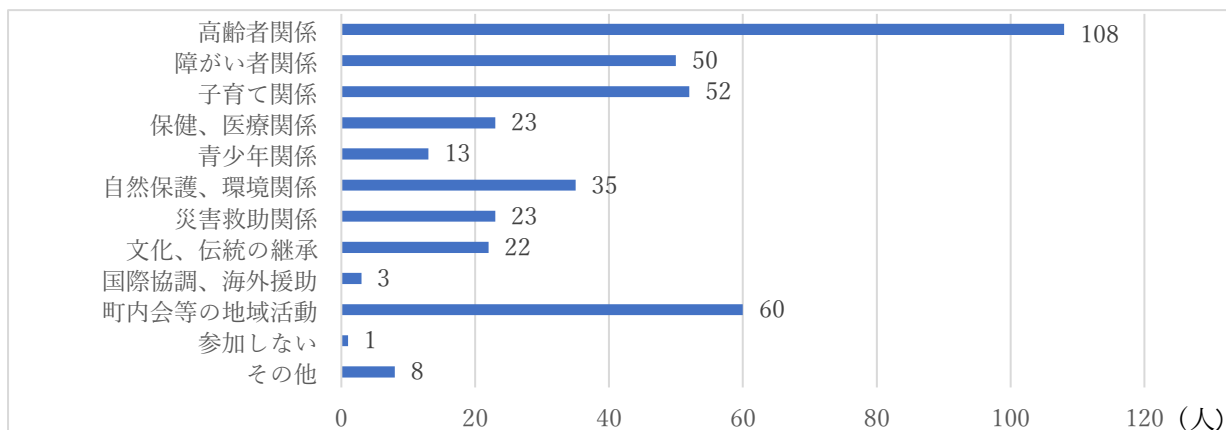


問10 問9において、「1 必要と考え、活動に参加している」を選択した方にお伺いいたします。

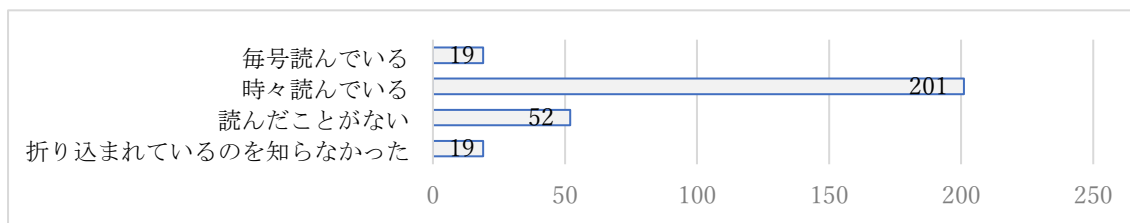
参加するきっかけとしてあてはまるものを記入してください。



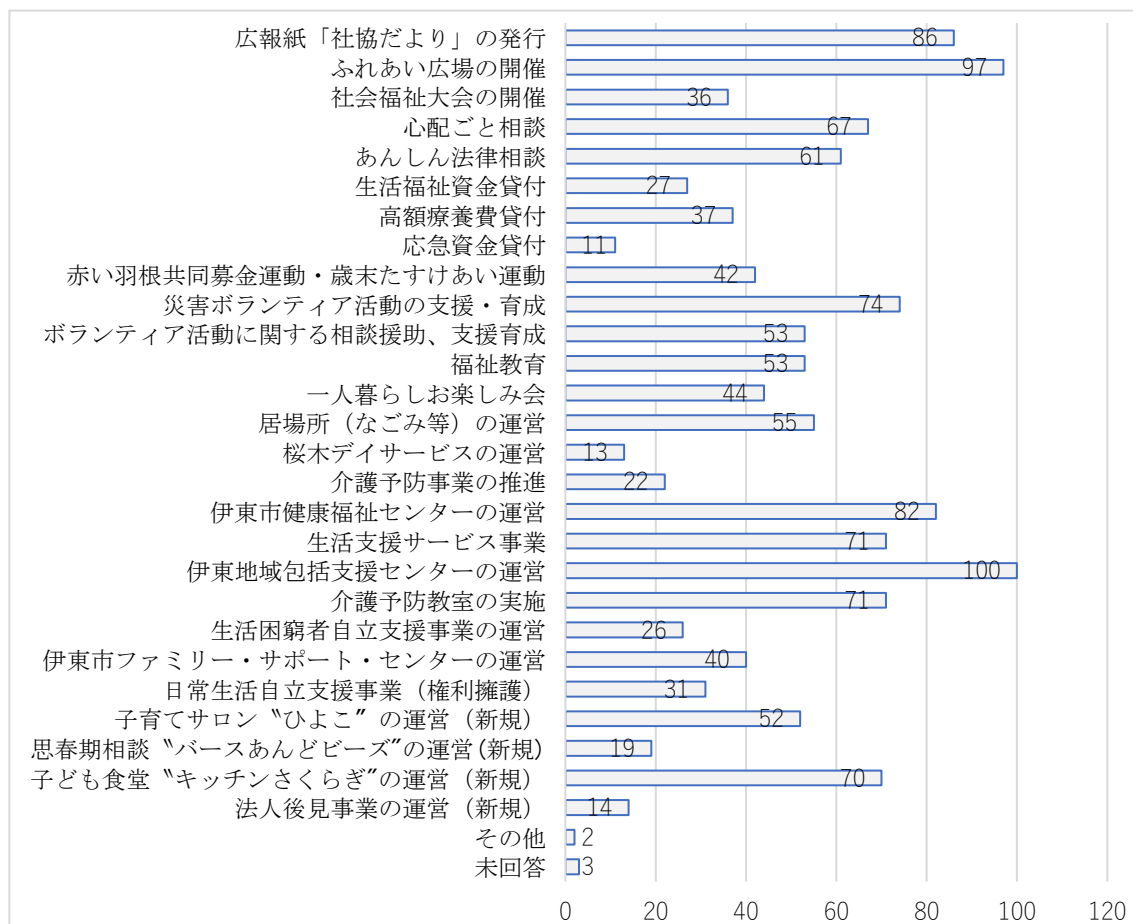
問 1 1 問 9 において、「1 必要と考え、活動に参加している」又は「2 必要と考え、参加したいと思っている」を選択した方にお伺いいたします。今後どのようなボランティア活動に参加したいですか。



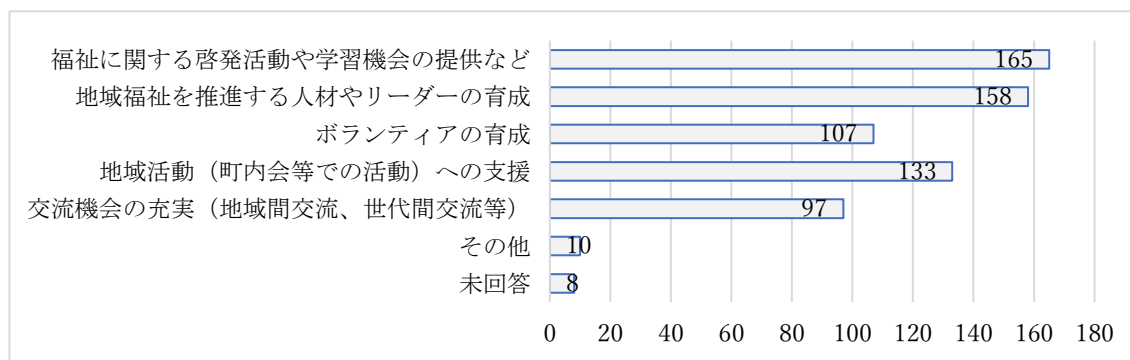
問 1 2 あなたは「広報いとう」に折り込まれている「社協だより」（9月、10月、12月、3月発行）を読んでいますか。



問 1 3 伊東市社会福祉協議会が運営する次の事業について、関心のあるものをお聞きます。



問 1 4 伊東市社会福祉協議会が力を入れるべき事業は何だと思いますか。



問 1 5 伊東市社会福祉協議会に対する要望・意見などがございましたら、ご自由にご記入ください。（抜粋）

- ・ 今以上に市民に対し実施している事業をPRするべき。
- ・ 居場所づくりに力をいれてください。
- ・ 地域ごとに地域福祉を推進する組織を作る。
- ・ 行政や社協に協力したい方々はあると思うが、どうして良いのかわからないのではないかと思います。
- ・ 孤独なお年寄りや子供がいない社会にしてください。
- ・ 地域では高齢者層と若年層の交流や相互理解度が少ないと思います。その橋渡し役を担っていただけたらと思います。
- ・ もっと身近な地域での活動が大切に思います。
- ・ 紙媒体のみならず、地域の町内会、自治会への出張広報、啓発活動を実施されたいかがでしょう。
- ・ 災害時に支援をするという意識を大勢の人に持っていただくために災害ボランティア養成研修が必要ではないかと思っています。
- ・ 地域性にもよるが、町内会活動や地域行事への若者層世代の参加が少なくなってきた、防災等の緊急対応が必要な時に連携が難しい。役員等をやらない人達も巻き込んだ地域の意識づくりが必要。
- ・ 福祉の最前線で頑張っていただきたいと思います。災害時社会福祉協議会の役割を市民に細かく知らせてほしい。
- ・ “向こう三軒両隣”づくりを社協が音頭をとって（先頭に立って）推進していただきたい。
- ・ 五体満足な立場からではなく必要としている人の立場になって考えていかなければこれからの福祉の発展はないと思います。
- ・ 障害のある人たちへの分野において理解と知識が不十分であると思います。ボランティアを育成する側の人のスキルアップを望みます。



問 1 6 伊東市の福祉行政に求めるもの、期待する活動・事業とはどういったものですか。また、今後、住みよいまちづくり（地域福祉）を進めていくためのご意見・ご要望がございましたら、ご記入ください。

（抜粋）

- ・ 家族構成や所得状況に左右されない平等な子供たちへの支援
- ・ 空き家、商店街の空き店舗などを利用した、高齢者や子どもたちのための“居場所”の創出と、その場所が一目で分かるような MAP 作り
- ・ 介護、保育など福祉に携わる人材の確保、育成のために、行政には、実務研修などの教育の受けられる環境整備やそのための資金補助等を検討してほしい。
- ・ 障害者、高齢者、観光客に通行しやすい道路（歩道の拡幅、街灯の設置）を整備してほしい。
- ・ 市民が利用できる施設（コミセンの設置、室内温水プール、公園）の拡充と交通弱者へのサービス提供（コミュニティー巡回バス、タクシー割引券）
- ・ 町内会、自治会はどこも人が少なく高齢者が多い。既存の組織ではなく新たな枠組みの構築が必要。
- ・ 地域住民と行政との関わりが希薄に感じる。町内活動も含め地域との交流を活発にし、活発な市民参加が生まれればよい。
- ・ 町内会役員、民生委員、保健委員に対する負担は非常に大きい。彼らに係る負担を軽減するためにも、行政が担えることがあるのではないか。
- ・ 行政に相談をしたいが敷居が高く感じるので、民間又は NPO が運営するような気軽に相談に行ける場所を多く作ってほしい。また、そこで得られた相談を地域福祉に反映して欲しい。
- ・ 世代を問わず、孤立の無い地域づくりをしてほしい。
- ・ 積極的な観光 PR は継続が必須。一方、観光重視の施策には限界を感じるので、新たな分野での事業（耕作放棄地の積極利用など）を創出することで、活気を与えて欲しい。
- ・ 介護支援サービスに対して利用者の費用負担を無償化にしていただき、多くの方がサービスを受けることができるようにと願います。
- ・ 高齢者への福祉の偏重が障害福祉の遅れの要因となっていないか。老後のみ当市で住む高齢者の介護保険利用は市の負担となり、他の福祉施策の妨げになっていないか。
- ・ 障害者に対する福祉サービスの向上。偏見をなくし、安心安全に住めるまちづくりをお願いしたい。
- ・ ふじのくに型福祉サービス（共生型福祉施設）が伊東市で積極的に展開できるよう促進してほしいです。



(2) 中高生アンケート

実施数	2 5 3 人
中学 高校 別実施数	中学生 1 6 0 人 高校生 9 3 人
実施校	伊東高校、伊東商業高校、伊東高校城ヶ崎分校、 宇佐美中学校、北中学校、南中学校、門野中学校、対島中学校

問 1 あなたの性別は？

男性	1 2 4 人	女性	1 2 9 人
----	---------	----	---------

問 2 あなたは何年生ですか？

中学 1 年	7 7 人	中学 2 年	2 3 人	中学 3 年	6 0 人
高校 1 年	1 4 人	高校 2 年	7 9 人	高校 3 年	0 人

問 3 あなたが興味のある福祉の仕事はありますか？

お年寄りにかかわる仕事	3 9 人
障がいを持った人にかかわる仕事	1 5 人
保育など子育てにかかわる仕事	8 8 人
特になし	1 2 7 人

問 4 将来、福祉の仕事をしたいですか？

したい	1 8 人
したいと思うが、どういう進路をとれば良いのかわからない	2 1 人
したいとは思わない	1 2 7 人
将来の仕事のことはまだ考えていない	8 7 人

問 5 あなたが学校から帰ったときに、家に誰かいますか？

お父さん	4 6 人	お母さん	1 5 0 人	兄弟姉妹	1 1 3 人
おじいさん	4 4 人	おばあさん	7 3 人	その他の家族	1 5 人
誰もいない	4 3 人				

問 6 夕食は誰と食べますか（食えることが多いですか）？

お父さん	1 2 1 人	お母さん	1 9 0 人	兄弟姉妹	1 4 4 人
おじいさん	2 6 人	おばあさん	4 7 人	ひとりで	3 1 人
友達	4 人	その他	9 人		

問 7 勉強（宿題など）がわからないときに聞ける人はいますか？

お父さん	5 9 人	お母さん	8 0 人	兄弟姉妹	5 2 人
おじいさん	1 2 人	おばあさん	1 4 人	友達	1 5 9 人
学校の先生	9 7 人	塾の先生	8 0 人	その他	1 7 人

問 8 あなたはボランティア活動をしたことがありますか？

ある	1 6 1 人	ない	9 2 人
----	---------	----	-------



問9 問8で「ある」と答えた人にお聞きします。あなたがボランティア活動をしたきっかけは、何ですか？

親に勧められて	37人	友達に誘われて	41人
自分から進んで	37人	先生に勧められて	11人
学校の授業の一環として	54人	その他	16人

問10 問8で「ない」と答えた人にお聞きします。それはなぜですか？

興味がないから	22人
機会がないから	45人
したい活動がないから	19人
その他	6人

問11 あなたが体験したボランティアや、今後、体験してみたいボランティア活動があれば書いてください。（複数回答のあったものを列記）

- ・清掃活動ボランティア
- ・地域の祭りのボランティア
- ・オリンピックのボランティア
- ・老人ホームでのボランティア
- ・イベントのボランティア
- ・障害者施設の手伝い
- ・区民体育祭のボランティア
- ・子どもと関われるボランティア
- ・読み聞かせボランティア
- ・あいさつ運動
- ・募金活動
- ・植物（花壇）のお世話
- ・被災地のボランティア
- ・障害者スポーツのボランティア

問12 あなたは、伊東市がどんな「まち」になったら良いと思いますか？（複数回答のあったものを列記）

- ・きれいな街
- ・子どもが育てやすい、過ごしやすい、たくさんいる街
- ・犯罪や事故などが無い安心安全で平和な街
- ・年寄りに優しい街
- ・あいさつ溢れる明るい街
- ・今の自然、現状が続いてほしい
- ・賑わいのある街
- ・交通機関がもっと充実した街
- ・自然豊かな街
- ・豊かな街
- ・便利な街
- ・遊べる場所が多くある街
- ・助け合える、親切的な、老若男女に優しい街
- ・きれいな海がある街
- ・暮らしやすい街
- ・心やすまる街
- ・環境にやさしい街
- ・ジオパークを活かした観光施設などを増やす
- ・住みやすい街
- ・バリアフリーが行き届いた街
- ・楽しい街
- ・若い人がたくさん働いている街
- ・観光客がたくさん来る、満足して帰る街
- ・快適な街
- ・活気のある街
- ・環境の良い街
- ・仲の良い街
- ・古くからの景観が残る街



2 計画の策定体制

伊東市地域福祉計画策定委員会設置要綱による組織等

部 名	課 名	策定委員会委員		
健康福祉部		委 員 長	部 長	下田 信吾
企 画 部	行 政 経 営 課	副委員長	課 長	小川 真弘
健康福祉部	社 会 福 祉 課		課 長	大川 雄司
健康福祉部	高 齢 者 福 祉 課		課 長	鈴木かおり
健康福祉部	子 育 て 支 援 課		課 長	相澤 和夫
教育委員会	幼 児 教 育 課		課 長	稲葉 祐人

部 名	課 名	作 業 部 会 員		
企 画 部	行 政 経 営 課		課長補佐	山下 明子
健康福祉部	社 会 福 祉 課		課長補佐	久保田雅則
健康福祉部	高 齢 者 福 祉 課		課長補佐	山下 匡弘
健康福祉部	高 齢 者 福 祉 課		主 査	青山さと江
健康福祉部	子 育 て 支 援 課		課長補佐	石井 弘樹
健康福祉部	子 育 て 支 援 課		課長補佐	宮本 史絵
教育委員会	幼 児 教 育 課		課長補佐	稲葉 育子
教育委員会	幼 児 教 育 課		課長補佐	大川 良恵

部 名	課 名	事 務 局		
健康福祉部	社 会 福 祉 課	部 会 長	課 長	大川 雄司
健康福祉部	社 会 福 祉 課	副部会長	課長補佐	石川 秀大
健康福祉部	社 会 福 祉 課		主 査	日吉 朋也

第3次伊東市地域福祉計画策定市民懇話会委員名簿

(敬称略)

	氏名	推薦団体等	選出区分	備考
1	露木 義則	伊東市社会福祉協議会	1号委員	
2	中川 道子	伊東市女性連盟	1号委員	
3	石井 紀文	伊東市地域行政連絡調整協議会	1号委員	
4	山本真由美	伊東市手をつなぐ育成会	1号委員	
5	大川美津江	伊東市ボランティア協会	1号委員	
6	竹田 裕愿	伊東市民生委員児童委員協議会	1号委員	
7	竹岡 正一	伊東市老人クラブ連合会	1号委員	
8	平澤 幸子	社会福祉法人伊東つくし会つくし保育園	2号委員	
9	小川 秀幸	特別養護老人ホーム伊豆高原十字の園	2号委員	
10	塩谷 愛美	農協共済中伊豆リハビリテーションセンター伊東の丘いずみ	2号委員	
11	星合 志郎	社会福祉法人城ヶ崎いこいの里	2号委員	
12	加藤 明成	社会福祉法人クープ	2号委員	
13	小田るり子	伊東市家庭児童相談員	3号委員	
14	長谷川浩平	公募	4号委員	

1号委員・・・福祉関係団体、その他市民団体の代表者の推薦を受けた者

2号委員・・・社会福祉施設の代表者の推薦を受けた者

3号委員・・・学識経験者

4号委員・・・公募による者



3 市民満足度調査（平成 30 年 7・8 月実施）（抜粋）

◇ 伊東市のまちづくりに対する「満足度」・「重要度」について

問4 市が行っている取組について、どのくらい満足していますか。（回答は1つ）
 （「満足」「おおむね満足」「やや満足」「やや不満」「かなり不満」「不満」の6段階
 にて評価）

		満足度 ※	順位	前年度 満足度	増減 (ポイント)
1	地域医療の充実	46.3%	34	47.1%	-0.8
2	健康づくりへの支援	66.9%	11	68.5%	-1.6
3	出産・子育て支援の充実	58.8%	26	55.1%	3.7
4	保育園や保育サービスなどの保育の充実	61.8%	20	58.9%	2.9
5	高齢者福祉の充実	60.5%	22	54.9%	5.6
6	障がい者福祉の充実	63.5%	17	61.7%	1.8
7	地域内の助け合いなどの地域福祉の推進	63.4%	18	62.2%	1.2
8	消防・救急体制の強化	76.9%	4	78.2%	-1.3
9	災害対策の充実	58.9%	25	58.4%	0.5
10	河川・水路整備などの治水対策の強化	63.7%	16	64.2%	-0.5
11	交通安全対策・防犯対策などの地域安全活動の充実	66.9%	11	68.8%	-1.9
12	安全でおいしい水の安定供給	87.0%	1	87.2%	-0.2
13	ごみ収集やリサイクルなどのごみ対策の充実	80.7%	2	82.5%	-1.8
14	地球温暖化防止対策などの地球環境や自然環境の保全	59.9%	23	66.8%	-6.9
15	下水道など生活排水対策の充実	63.9%	15	65.4%	-1.5
16	住宅の耐震化や市営住宅などの良好な住環境の整備	62.6%	19	60.4%	2.2
17	海岸・高原・住宅地及び市街地の街並みなどの良好な景観の形成	57.1%	28	58.6%	-1.5
18	バス・鉄道などの公共交通対策の充実	34.6%	41	35.6%	-1.0
19	道路環境の整備	51.4%	31	44.2%	7.2
20	学校施設の耐震化などの教育環境の整備	64.2%	14	66.7%	-2.5
21	幼稚園での幼児教育の充実	74.0%	5	75.6%	-1.6
22	小学校・中学校での学校教育の充実	69.5%	9	68.6%	0.9
23	生涯学習活動の推進	72.5%	7	70.7%	1.8
24	市民スポーツ活動の支援	73.8%	6	71.7%	2.1
25	芸術・文化に触れる機会の充実	64.7%	13	64.0%	0.7
26	史跡・郷土芸能の保存	77.6%	3	76.2%	1.4
27	国際交流機会の充実	72.3%	8	71.1%	1.2
28	青少年の健全な育成	69.5%	9	65.3%	4.2
29	観光の振興	46.3%	34	44.1%	2.2
30	健康保養地づくりの推進	55.3%	29	53.7%	1.6
31	広域連携による誘客の推進	42.7%	36	41.1%	1.6
32	商工業の振興	38.5%	38	36.1%	2.4
33	企業誘致などを通じた雇用の創出・確保	26.5%	43	25.7%	0.8
34	新たな事業の立ち上げ（起業）支援及び起業家の育成	32.7%	42	30.8%	1.9
35	農林業の振興	46.9%	33	43.9%	3.0
36	水産業の振興	54.5%	30	50.2%	4.3
37	情報公開などによる行政の透明性の向上	37.9%	39	45.1%	-7.2
38	市民の声をうかがう機会の充実	42.0%	37	40.1%	1.9
39	市民活動などの地域活動の推進	61.1%	21	59.6%	1.5
40	男女共同参画社会の推進	59.4%	24	60.8%	-1.4
41	市民に対する市職員の対応	58.0%	27	57.5%	0.5
42	市の財政の健全な運営	35.2%	40	48.7%	-13.5
43	市からの情報提供	48.2%	32	56.0%	-7.8

※ 「満足度」は「満足」・「おおむね満足」・「やや満足」と答えた人の割合



問4 市が行っている取組について、どのくらい重要だと思いますか。（回答は1つ）
（「重要」「やや重要」「あまり重要でない」「重要でない」の4段階にて評価）

		重要度 ※	順位	前年度 重要度	増減 (ポイント)
1	地域医療の充実	98.0%	2	97.6%	0.4
2	健康づくりへの支援	90.1%	25	87.4%	2.7
3	出産・子育て支援の充実	92.0%	17	93.5%	-1.5
4	保育園や保育サービスなどの保育の充実	90.8%	24	92.0%	-1.2
5	高齢者福祉の充実	92.9%	12	94.1%	-1.2
6	障がい者福祉の充実	91.7%	19	93.0%	-1.3
7	地域内の助け合いなどの地域福祉の推進	86.3%	31	87.2%	-0.9
8	消防・救急体制の強化	96.4%	4	97.5%	-1.1
9	災害対策の充実	98.3%	1	98.5%	-0.2
10	河川・水路整備などの治水対策の強化	94.2%	8	94.1%	0.1
11	交通安全対策・防犯対策などの地域安全活動の充実	95.8%	5	94.3%	1.5
12	安全でおいしい水の安定供給	95.1%	6	93.5%	1.6
13	ごみ収集やリサイクルなどのごみ対策の充実	93.9%	9	92.1%	1.8
14	地球温暖化防止対策などの地球環境や自然環境の保全	91.7%	19	90.6%	1.1
15	下水道など生活排水対策の充実	93.9%	9	93.7%	0.2
16	住宅の耐震化や市営住宅などの良好な住環境の整備	86.4%	29	86.6%	-0.2
17	海岸・高原・住宅地及び市街地の街並みなどの良好な景観の形成	86.4%	29	85.5%	0.9
18	バス・鉄道などの公共交通対策の充実	92.4%	14	91.5%	0.9
19	道路環境の整備	92.8%	13	92.3%	0.5
20	学校施設の耐震化などの教育環境の整備	93.1%	11	94.3%	-1.2
21	幼稚園での幼児教育の充実	87.5%	28	87.5%	0.0
22	小学校・中学校での学校教育の充実	91.8%	18	92.8%	-1.0
23	生涯学習活動の推進	74.7%	40	73.8%	0.9
24	市民スポーツ活動の支援	68.2%	43	68.4%	-0.2
25	芸術・文化に触れる機会の充実	68.9%	41	69.6%	-0.7
26	史跡・郷土芸能の保存	77.1%	38	77.2%	-0.1
27	国際交流機会の充実	68.9%	41	69.2%	-0.3
28	青少年の健全な育成	85.9%	32	90.3%	-4.4
29	観光の振興	91.7%	19	93.9%	-2.2
30	健康保養地づくりの推進	82.0%	36	80.9%	1.1
31	広域連携による誘客の推進	85.8%	33	89.2%	-3.4
32	商工業の振興	88.8%	26	91.8%	-3.0
33	企業誘致などを通じた雇用の創出・確保	92.1%	16	92.4%	-0.3
34	新たな起業の立ち上げ（起業）支援及び起業家の育成	84.6%	35	87.7%	-3.1
35	農林業の振興	85.3%	34	86.2%	-0.9
36	水産業の振興	88.0%	27	90.8%	-2.8
37	情報公開などによる行政の透明性の向上	92.3%	15	92.0%	0.3
38	市民の声をうかがう機会の充実	91.7%	19	93.3%	-1.6
39	市民活動などの地域活動の推進	80.6%	37	82.7%	-2.1
40	男女共同参画社会の推進	75.1%	39	76.0%	-0.9
41	市民に対する市職員の対応	91.4%	23	93.3%	-1.9
42	市の財政の健全な運営	97.2%	3	97.3%	-0.1
43	市からの情報提供	95.0%	7	94.6%	0.4

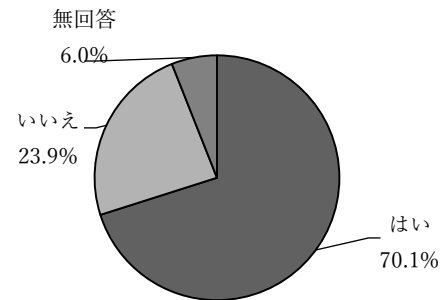
※ 重要度は「重要」「やや重要」と評価した人の割合



問 20 睡眠による十分な休養がとれていますか。(回答は1つ)

回答項目	回答者数	割合	順位
はい	572	70.1%	1
いいえ	195	23.9%	2
無回答	49	6.0%	3

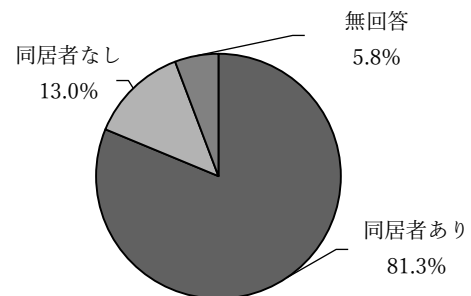
(※対象者 816 人)



問 21 同居の有無について教えてください。(回答は1つ)

回答項目	回答者数	割合	順位
同居者あり	663	81.3%	1
同居者なし	106	13.0%	2
無回答	47	5.8%	3

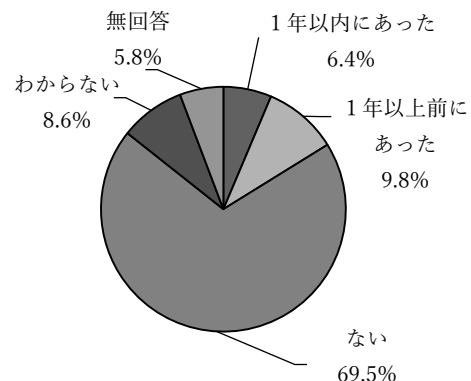
(※対象者 816 人)



問 22 今までの人生で、死にたいと考えたことはありますか。(回答は1つ)

	回答者数	割合	順位
1年以内にあった	52	6.4%	4
1年以上前にあった	80	9.8%	2
ない	567	69.5%	1
わからない	70	8.6%	3
無回答	47	5.8%	5

(※対象者 816 人)

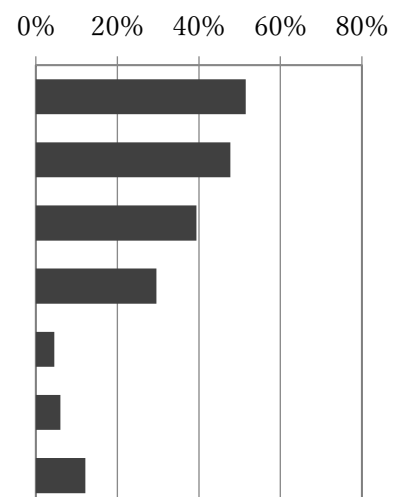


【問 22 で「1年以内にあった・1年以上前にあった」と答えた方にお聞きします。】

問 22-1 悩みやストレスの内容についてお聞きします。(回答は該当するもの全て)

	回答者数	割合	順位
家庭の問題（家族の不和・看病・介護、子育て等）	68	51.5%	1
健康の問題（自分の病気、身体やこころの悩み等）	63	47.7%	2
経済的な問題（借金、失業、生活困窮等）	52	39.4%	3
勤務関係の問題（職場の人間関係、長時間労働等）	39	29.5%	4
恋愛関係の問題（失恋、結婚の悩み等）	6	4.5%	7
学校の問題	8	6.1%	6
その他	16	12.1%	5

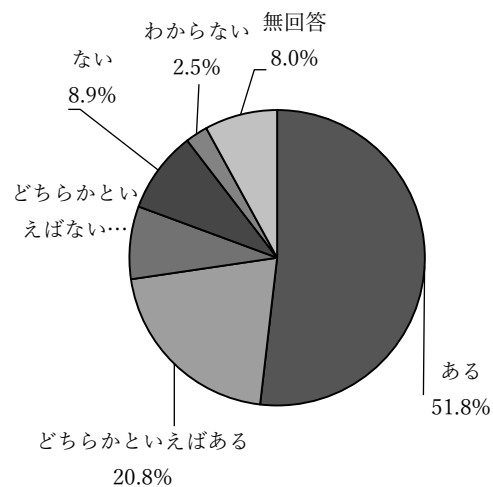
(※対象者 132 人)



問 23 あなたの不満や悩み、辛い気持ちを受け止め、相談できる人や場所はありますか？。（回答は1つ）

回答項目	回答者数	割合	順位
ある	423	51.8%	1
どちらかといえばある	170	20.8%	2
どちらかといえはない	65	8.0%	4
ない	73	8.9%	3
わからない	20	2.5%	6
無回答	65	8.0%	4

（※対象者 816 人）

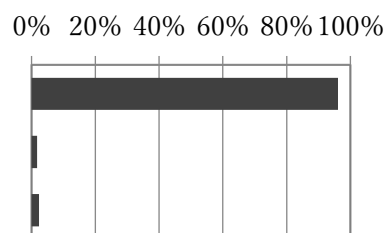


【問 23 で「ある・どちらかといえばある」と答えた方にお聞きします。】

問 23-1 相談する人や場所についてお聞きします。（回答は1つ）

	回答者数	割合	順位
家族や知人	569	96.0%	1
公的な相談場所	10	1.7%	3
その他	14	2.4%	2

（※対象者 593 人）



95



4 関連法

(1) 社会福祉法（抄）

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 生活困窮者自立支援法

（目的）

第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

- 2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

（定義）

第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなっておそれのある者をいう。



- 2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。
- 一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業
 - 二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業
 - 三 生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。
- 4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。
- 5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう。
- 6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。
- （市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第四条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

- 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
- 一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。
- 3 国は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。
- 4 国及び都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者が生活困窮者に対する自立の支援を早期に受けることができるよう、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 5 都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置するよう努めるものとする。

第二章 都道府県等による支援の実施 （生活困窮者自立相談支援事業）



第五条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(生活困窮者住居確保給付金の支給)

第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(生活困窮者就労準備支援事業等)

第七条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとする。

2 都道府県等は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 生活困窮者一時生活支援事業

二 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業

三 その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

3 第五条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。

4 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項各号に掲げる事業を行うに当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条の五第一項第二号に掲げる業務及び同法第三十一条の十一第一項第二号に掲げる業務並びに社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第一項第十三号（同法第六条第一項において引用する場合を含む。）に規定する学習の機会を提供する事業その他関連する施策との連携を図るように努めるものとする。

5 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

(利用勧奨等)

第八条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。

(支援会議)

第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(都道府県の市等の職員に対する研修等事業)



第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

- 一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業
- 二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業
- 2 第五条第二項の規定は、都道府県が前項の規定により事業を行う場合について準用する。
(福祉事務所を設置していない町村による相談等)

第十一条 福祉事務所を設置していない町村（次項、第十四条及び第十五条第三項において「福祉事務所未設置町村」という。）は、生活困窮者に対する自立の支援につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨その他必要な援助を行う事業を行うことができる。

- 2 第五条第二項及び第三項の規定は、福祉事務所未設置町村が前項の規定により事業を行う場合について準用する。
(市等の支弁)

第十二条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

- 一 第五条第一項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第六条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号に掲げる事業の実施に要する費用
(都道府県の支弁)

第十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 第五条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号に掲げる事業の実施に要する費用
- 五 第十条第一項の規定により都道府県が行う事業の実施に要する費用
(福祉事務所未設置町村の支弁)

第十四条 第十一条第一項の規定により福祉事務所未設置町村が行う事業の実施に要する費用は、福祉事務所未設置町村の支弁とする。

(国の負担及び補助)

第十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分の三を負担する。

- 一 第十二条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。）の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額
- 二 第十二条の規定により市等が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用
- 三 第十三条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額
- 四 第十三条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用
- 2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。
 - 一 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二条第三号及び第十三条第三号に掲げる費用の三分の二以内
 - 二 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二



条第四号並びに第十三条第四号及び第五号に掲げる費用の二分の一以内

- 3 前項に規定するもののほか、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前条の規定により福祉事務所未設置町村が支弁する費用の四分の三以内を補助することができる。
- 4 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するときは、第二項の規定の適用については、同項第一号中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用並びに第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用」と、同項第二号中「並びに第十三条第四号及び第五号」とあるのは「及び第十三条第四号（いずれも第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用を除く。）並びに第十三条第五号」とする。

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定

- 第十六条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。
- 2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業（次項及び第二十一条第二項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が第一項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。
- 4 国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るように努めるものとする。

第四章 雑則

（雇用の機会の確保）

- 第十七条 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。
- 3 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、生活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

（不正利得の徴収）

- 第十八条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
- 2 前項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（受給権の保護）

- 第十九条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

- 第二十条 租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

（報告等）



第二十一条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。

3 第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(資料の提供等)

第二十二条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

(情報提供等)

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

(町村の一部事務組合等)

第二十四条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。

(実施規定)

第二十六条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第五章 罰則

第二十七条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第二十八条 第五条第三項（第七条第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第九条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又



は人の業務に関して第二十七条又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 略

(3) 自殺対策基本法

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。



4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を



図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、



当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。



第3次伊東市地域福祉計画及び第3次伊東市地域福祉活動計画

発行：伊東市健康福祉部社会福祉課

社会福祉法人伊東市社会福祉協議会

編集：伊東市健康福祉部社会福祉課

〒414-8555

静岡県伊東市大原二丁目1番1号

TEL 0557-32-1531

FAX 0557-36-0775

社会福祉法人伊東市社会福祉協議会

静岡県伊東市桜木町二丁目2番3号

TEL 0557-36-5512

FAX 0557-36-1199

発行年月：平成31年3月